

使用済燃料中間貯蔵施設に関する
調査検討特別委員会会議録
(第5回審査)

(令和3年12月7日)

む つ 市 議 会

使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会
(第5回審査)

○開会の日時 令和 3年12月 7日(火) 午前10時00分開議
午後 1時44分散会

○場 所 むつ市議場

○出席委員 (21人)

| | | | |
|-----|-------|------|--------|
| 委員長 | 富岡幸夫 | 副委員長 | 佐々木 肇 |
| 委員 | 佐藤 武 | 委員 | 工藤 祥子 |
| ” | 杉浦弘樹 | ” | 野中 貴健 |
| ” | 佐賀英生 | ” | 斉藤 孝昭 |
| ” | 山本留義 | ” | 富岡 直哉 |
| ” | 村中浩明 | ” | 鎌田 ちよ子 |
| ” | 住吉年広 | ” | 白井 二郎 |
| ” | 濱田栄子 | ” | 佐藤 広政 |
| ” | 岡崎健吾 | ” | 原田 敏匡 |
| ” | 佐々木隆徳 | ” | 浅利 竹二郎 |
| ” | 大瀧 次男 | | |

○欠席委員 (1人)

委員 東 健 而

○説明のため出席した者

| | | |
|-----|-----------------|---------|
| 市 | 長 | 宮 下 宗一郎 |
| 副 | 市長 | 川 西 伸 二 |
| 総 | 務 部 長 | 吉 田 真 |
| 総務部 | 理事市長公室長 | 千代谷 賀士子 |
| 企 | 画 政 策 部 長 | 松 谷 勇 |
| 財 | 務 部 長 | 吉 田 和 久 |
| 財 | 務 部 税 務 調 整 監 監 | 樋 山 政 之 |
| 政 | 策 推 進 | |
| 民 | 生 部 長 | 杉 澤 一 徳 |
| 福 | 祉 部 長 | 藤 島 純 |

| | |
|---|-------|
| 健康づくり推進部長 | 中村智郎 |
| 子どもみらい部長 smile kids office にっこりっこ所長 | 菅原典子 |
| 経済部長 | 立花一雄 |
| 都市整備部長 | 中里敬 |
| 建設技術部長 | 小笠原洋一 |
| 総務部政策推進監総務課長 | 野坂武史 |
| 総務部総務課総括主幹 | 葛西信弘 |
| 企画政策部エネルギー戦略課長 | 一戸義則 |
| 財務部財務課長 | 石橋秀治 |
| 総務部市長公室主幹 | 井戸向秀明 |
| 財務部財務課主幹 | 立花幸一 |
| 総務部総務課主任主査 | 畑中佳奈 |
| 企画政策部 エネルギー戦略課主任主査 | 佐藤純也 |

○参考人出席者

| | |
|---------------------------------------|------|
| 東京電力ホールディングス株式会社 常務執行役員 青森事業本部長 | 宗一誠 |
| 東京電力ホールディングス株式会社 原子燃料サイクル部長 | 森安忠顯 |
| 東京電力ホールディングス株式会社 青森事業本部長 副事業本部長 | 松本一輝 |
| 東京電力ホールディングス株式会社 立地地域部長 | 犬飼一雅 |
| 日本原子力発電株式会社 取締役副社長 | 木村仁 |
| 日本原子力発電株式会社 日常業務執行役員 地域共生・広報室長 | 小室信行 |
| 日本原子力発電株式会社 発電室長 管代理室理 | 楠丈弘 |

○事務局出席者

| | | | | |
|------|------|---|---|-------|
| 事務局長 | 佐藤孝悦 | 次 | 長 | 中野敬三 |
| 総括主幹 | 櫻田誠 | 主 | 幹 | 堂崎亜希子 |
| 主任主査 | 井田周作 | 主 | 任 | 浜端快 |

(午前10時00分 開議)

○委員長(富岡幸夫) ただいまから本日の使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員は21人で定足数に達しております。

本日は、前回審査において決定いたしましたとおり、東京電力ホールディングス株式会社及び日本原子力発電株式会社より参考人をお招きし、ご意見を伺うことといたします。

このことにつきましては、むつ市使用済燃料中間貯蔵事業に関わるものの、とりわけ使用済燃料税の税率協議など、重要な論点を抱えておるところであります。リサイクル燃料貯蔵株式会社の事業計画及び担税力について、これまでの市と同社との協議において、また本特別委員会で行いました同社への参考人招致の場面においても、十分な回答が得られないまま今日に至っている状況でありましたので、ここで親会社であります両社をお招きし、ご意見を伺うことにいたしましたものであります。

そこで、本日お招きしている2社からは、1、誘致から現在に至る使用済燃料中間貯蔵事業に関する経緯と現状の認識について、2、子会社であるリサイクル燃料貯蔵株式会社でめどとした2023年の事業開始に向け、予定される今後の搬入等の計画について、3、むつ市使用済燃料税の課税に向けた市と子会社であるリサイクル燃料貯蔵株式会社との協議状況についての見解について意見をお伺いいたします。

それでは、参考人にご入場いただきます。

(参考人入場)

○委員長(富岡幸夫) それでは、本日出席いただいた参考人は、東京電力ホールディングス株式会社、常務執行役青森事業本部長、宗一誠様、原子燃料サイクル部長、森安忠顯様、青森事業本部副事業本部長、松本一輝様、立地地域部長、犬飼一雅様。続きまして、日本原子力発電株式会社、取締役副社長、木村仁様、常務執行役員地域共生・広報室長、小室信行様、発電管理室室長代理、楠丈弘様となっております。よろしく願いをいたします。

ご意見を伺う前に、本委員会の進行方法について申し上げます。本日は、まず参考人よりご意見を伺った後に各委員から質疑へと進めてまいります。質疑につきましては、本日はあくまでも参考人からご意見を伺うことを目的とするため、参考人と委員との質疑応答を中心に進めていきますので、ご理解願います。

なお、参考人には念のため申し上げますが、ご発言の際には、その都度委員長の許可を得てご発言くださいますようお願いをいたします。

また、参考人は委員に対し質疑をすることができないこととなっておりますので、あらかじめご了承願います。

ここで、本日の委員の発言についてお諮りいたします。参考人よりご意見を伺うせっかくの機会でありますので、会議規則第116条のとおり、議題についての質疑回数は制限せずに行いたいと思いますが、このことについてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(富岡幸夫) ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これより参考人より意見をお伺いいたしたいと思いますが、エフエムアジュールをお聞きの皆様におかれましては、市議会のホームページにて本日の委員会審査における資料を掲載しておりますので、御覧いただきたいと存じます。

それでは、参考人よりお願いをいたします。宗常務。

○参考人(東京電力ホールディングス株式会社常務執行役青森事業本部長 宗一誠) 東京電力ホールディングスの宗でございます。むつ市議会議員の皆様におかれましては、平素より弊社事業に対しまして、格別のご理解とご高配を賜り、深く感謝を申し上げます。

本日は、先ほど委員長からもご紹介のありました3つの項目についてご説明をさせていただきます。なお、RFS社は弊社と日本原子力発電の2社が株主となっている会社でございますが、本日は代表して弊社からご説明をさせていただきます。それでは、以降は資料に基づき、申し訳ありませんが、着座して説明をさせていただきます。

まず初めに、中間貯蔵事業に関する経緯と現状認識です。1ページを御覧ください。中間貯蔵施設の立地の際の背景でございます。委員の皆様は、十分ご存じと思いますが、少しお時間をいただきたいと思っております。

当時の使用済燃料の発生量と再処理工場の処理能力などを考慮いたしますと、再処理までの間、安全に貯蔵する施設が必要とされておりました。そうした中、サイクル全体の運営に柔軟性を与える手段として中間貯蔵が重要ということで、2000年6月、原子炉等規制法が改正され、中間貯蔵事業が可能となりました。

なお、今申し上げた中間貯蔵の政策上の位置づけは、現在全く変わっていないものと認識をしております。

2ページを御覧ください。立地以降の経緯でございます。こうした法整備を受けて、同年11月、むつ市から弊社に対し立地可能性調査のご依頼をいた

いただきました。弊社は、それを受諾し、2001年1月、むつ調査所を開設、調査を開始。調査の結果、建設は可能であることを2003年4月、むつ市へご報告いたしました。それを受けて、6月にはむつ市議会において賛成多数で了承いただき、当時の杉山市長から誘致を表明いただく運びとなりました。

こうした動きと並行して、弊社は説明会などを通じて理解活動を進めさせていただきましたが、そうした中、むつ市議会の了承に先立って、むつ市ご当局をはじめ、各種団体の皆様におかれましては、地元町内会や関係4団体からの要請書を含め、数多くのご協力、応援をいただきました。そのときの感謝の気持ちは、決して忘れることはございません。特にむつ商工会議所が中心となり、むつ市民の皆様から2万名にも及ぶ誘致署名をいただけたことは、他の立地点では類を見ない出来事であり、そこまでしていただけたという感謝とともに、むつ市に拠点がなかった我々を受け入れていただけたという思いも持てた大変大きな出来事でありました。この思いは、今のRFSだけではなく、弊社及び日本原子力発電の中で代々受け継がれております。

3ページを御覧ください。2004年2月には、弊社からむつ市に対しまして、立地協力をお願いをさせていただき、2005年10月に青森県、むつ市、弊社、日本原子力発電の間で立地協定を締結いたしました。その上で、2005年11月にRFSを設立、2007年3月には事業許可を申請するなど、諸準備や許認可対応を進め、2010年8月に建屋工事の開始に至りました。しかしながら、2011年の東北地方太平洋沖地震、弊社の福島第一原子力発電所の事故の影響によりまして、RFSは工事を休止せざるを得ない状況となりました。

4ページを御覧ください。その後、工事を再開し、2013年8月に貯蔵建屋が完成、その後新規制基準が施行され、現在まで審査が継続している状況でございます。こうした経緯の中、度重なる事業事業開始時期の変更によりまして、むつ市民の皆様にご心配とご不安を与えてしまっていることは、我々としても大変心苦しく思っております。おかげさまで、2020年11月には新規制基準に基づく事業変更許可をいただき、その後第1回の設工認もいただきました。現在は、第2回の設工認を得るべく、全力を尽くしているところでございます。

5ページを御覧ください。今申し上げた経緯を踏まえた弊社としての現状認識をまとめています。改めてになりますが、2000年の立地可能性調査時から、むつ市民の皆様には様々な課題に共に向き合い、支えていただきました。弊社は、立地当初からの当事者であり、まさにそのご恩を身にしみて感じているところでございます。

また、東日本大震災以降も変わらずご支援いただいていることに心から感

謝を申し上げます。むつ市の皆様のご期待にお応えすべく、建設に向けた取組はもとより、R F Sは地域の会社として各種地域行事などにも参加し、貢献すべく努めてまいりましたが、いまだに事業開始に至っていないことは、我々としても大変申し訳なく思っております。ここに来て、事業変更許可、第1回の設工認認可など、一步一步ではありますが、着実に事業開始に向けた進捗が見えております。

R F Sとしては、引き続き追加の安全対策工事、第2回設工認などに全力を尽くし、早期に事業開始を実現することが最優先の課題と考えております。東京電力と日本原子力発電としても、安全審査などの支援を一層強化しております。今後とも、必要なサポートを全面的に行い、一日も早く事業開始できるように全力を尽くしてまいりますので、市議会の先生方におかれましては、引き続きご指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上がこれまでの経緯と現状の認識でございます。

続きまして、R F S事業に関する今後の搬入などの計画についてご説明を申し上げます。搬入計画の考え方をご説明する前に、立地当初にお示しした計画概要、リサイクル燃料備蓄センターの概要と、現在の状況についてご説明をいたします。

6ページを御覧ください。まず、(1)の事業主体につきましては、計画どおりにR F Sを設置し、今まで取り組んできているところでございます。

(2)の事業開始時期につきましては、もともと2010年までに事業開始したいと考えておりましたが、何度にもわたり時期の変更をしております。その都度R F Sからご説明しているところではありますが、工程延期を重ねていることに対し、改めておわびを申し上げます。

(3)の貯蔵量につきましては、最終的な貯蔵量5,000トンと計画しております。しかしながら、福島第一の事故以降、状況は大きく変化しております。弊社におきましては、福島第一、第二の両発電所を廃炉することに決定、日本原子力発電におきましても、敦賀発電所1号機の廃炉を決定しています。また、弊社の柏崎刈羽原子力発電所におきましては、少しでも早い再稼働をということで、6、7号機の設置変更許可を得て、安全対策工事を実施してまいりましたが、今年に入り、核物質防護などの問題を発生させてしまい、原子力規制委員会からは核燃料物質の移動禁止命令を受けるなど、再稼働時期の見通しは得られておりません。

このように発電所の稼働などが見通せない状況の中、最終的な貯蔵量の5,000トンについて、全体の貯蔵計画や到達時期などを確定することは困難と考えております。ただし、中間貯蔵の建屋は50年という長期にわたり運用

するものであり、現時点で最終貯蔵量5,000トンとする計画を変更する状況にはないと考えております。

一方、状況変化により、当初想定していた使用済燃料の発生量と発生ペースから変化しているため、概要の（５）でお示しした搬入予定量、年間200から300トン程度との計画につきましては、当座の状況としては計画どおりの搬入は困難な見通しとなっております。ただし、これはあくまでも当座の状況ということで、その後は概要にお示しした年間200から300トンを目指していきたいと考えております。

また、（４）の貯蔵期間50年については、立地協定の本文にも明記している事項であり、確実に遵守してまいります。

それでは、使用済燃料対策の基本的考え方についてご説明をいたします。7ページを御覧ください。上の四角の中が電気事業者としての基本的な考え方です。それに基づき、各事業者がそれぞれ対策を検討しておりますが、弊社及び日本原子力発電の主な対策は、この表に記載のとおり、リサイクル燃料備蓄センターへの搬出を計画としております。

続きまして、R F Sの事業開始から数年程度を見通した当座の計画についてご説明をいたします。8ページを御覧ください。搬入計画策定に当たっての基本的考え方は、搬出側である発電所の稼働に向けた状況や貯蔵されている使用済燃料の状況、加えて搬入側としてR F Sの事業開始時期、もう一つの発電所からの搬出先である再処理工場の稼働状況など、それぞれの状況を見極めることが必要になります。

しかしながら、弊社の場合、搬出側の柏崎刈羽原子力発電所は核燃料物質の移動禁止命令が出されており、再稼働時期を見通せる状況にありません。9月22日に改善措置活動などを原子力規制委員会に報告し、追加検査に真摯に対応しているところであります。また、搬入側のR F Sの事業開始時期も、前日R F Sが説明したとおり、設工認などの審査対応に全力を尽くしておりますが、現時点では見極められる状況にありません。こうしたことから、誠に申し訳ございませんが、現時点では搬入計画について具体的にお示しできる状況にありません。

9ページを御覧ください。日本原子力発電の状況です。弊社のように、燃料の移動禁止命令は出ておりませんが、東海第二発電所は新規制基準適合に向けた工事を進めており、敦賀発電所2号機は新規制基準適合性審査を受けているところです。以上のことから、日本原子力発電におきましても、再稼働を見通せる状況になく、弊社と同様に計画をお示しできる状況にありません。

10ページを御覧ください。搬入計画策定に当たりましては、使用済燃料の輸送などに当たりキャスク手配など、実務的に調整、考慮が必要な事項もあり、それを整理しておりますが、細かくなりますので、説明は割愛させていただきます。

ただいまご説明差し上げましたとおり、現在足元の搬入計画をお示しすることは困難な状況であります。弊社としては、まずは柏崎刈羽原子力発電所の改善措置活動、追加検査への対応などに全力を尽くしてまいります。そうした状況を確認いただき、今の措置が解消された上で、R F S 事業開始時期の見極め、再処理の状況も勘案して、少しでも早く搬入計画をお示しできるように取り組んでまいります。日本原子力発電も同様に、東海第二と敦賀の両発電所の課題にしっかりと対応した上で計画をお示ししていきたいと考えているところです。

続きまして、3つ目の項目である使用済燃料税に関するむつ市とR F Sとの協議状況につきまして、弊社の認識と見解について申し述べさせていただきます。委員の皆様は、十分ご案内のことと思っておりますが、少しお時間をいただきまして、経緯を振り返りながら申し上げさせていただきますと思います。

11ページを御覧ください。新税の条例につきましては、2020年3月27日に市議会において可決、成立いたしました。が、条例可決に先立ち、R F Sからは同月16日にむつ市議会からのご要請に応じる形で意見書を提出しております。意見書の趣旨は、そこにも記載ありますけれども、新税の対象となる財政需要や担税力等について十分に理解するに至っていない状況とした上で、4つの論点について今後とも協議させていただきたいといったものです。その4点は、もうご存じのとおり、記載のとおりとなっております。

12ページを御覧ください。3月30日には、R F Sの前坂本社長からむつ市長及びむつ市議会の大瀧議長、佐々木副議長に対して、四角に記載のとおり申入れをして、現在まで協議が継続されているものと認識をしております。

13ページを御覧ください。2020年10月28日には、R F Sからむつ市宛ての文書にて、意見書に記載の4点について判断できる状況になれば、新税を通じて地元事業者としての責務を果たしていきたい。事業開始時には、確実にそうした状況に至るよう、安全協定の協議までに判断、合意することを目標に取り組むと、地元にご迷惑をおかけしないよう、実際の課税に支障が生じないタイミングで目標とする時期を明示させていただいたと承知をしております。この状況は、今でも変わっていないものと認識をしております。本年4月26日には、弊社とR F Sとでむつ市を訪問し、R F Sから担税力等を務めるために必要となる具体的な搬入計画が東京電力から示されることを待つ

た上で協議をさせていただきたい旨を申入れ、むつ市からも一定のご理解をいただきつつ、進められるところは進めるとお話をいただいたと認識をしております。

なお、14ページに4つの論点に関する協議状況について、R F Sと共有している状況をまとめていますが、説明は割愛いたします。

15ページを御覧ください。今までの話を含めたまとめとなります。新税の協議につきましては、協議期間が長きにわたるなどのご意見があることは承知をしておりますし、また弊社の搬入計画がお示しできないことで、R F Sが協議に必要な詳細な収支計画を立てられないこと、これは大変申し訳なく思っております。

ただし、今回のお話は税金ということで、事業を営む限り支払う義務が生じるものであります。我々民間企業にとって、大変重いものであり、その税率で健全な経営が成り立つかどうか、慎重に判断する必要があると考えております。先ほども申し上げましたとおり、R F Sは実際の課税に支障が生じないタイミングで判断するとの目標を示させていただいております。また、弊社としては柏崎刈羽原子力発電所の事案に全力で取り組み、R F S事業開始時期の見極め、再処理の状況も勘案して、少しでも早く搬入計画をお示しできるように取り組んでまいります。そうしたことをご高配いただき、引き続きR F Sにて協議を継続させていただきたいと考えております。

なお、資料には記載しておりませんが、弊社と日本原子力発電は電気事業者として中長期的に低廉で安定的かつCO₂排出量の少ない電気をお客様に供給する使命を担っております。そうした観点から、国の政策も踏まえて、中間貯蔵などの原子燃料サイクルを含む原子力事業全体を円滑かつ効率的に運用していくことが必要と考えています。

しかしながら、むつ市使用済燃料税条例における現在の税率、税目は、弊社が柏崎刈羽で保管している使用済燃料に課されている税率と比べて2倍以上となっております。また、柏崎刈羽にある使用済燃料のおおむね半分程度には税金は課せられていないことも考慮する必要があります。このまま総務大臣協議に進み、現在の税率のまま施行されれば、それに関わる費用が数倍となってしまうことから、R F Sの健全な経営等にも影響を及ぼす可能性が非常に高く、結果として原子燃料サイクルを含む原子力事業全体の円滑な運用に支障が生じかねないおそれもあると考えております。

こうしたことから、具体的税率などにつきまして、引き続きR F Sにて協議を進めさせていただき、担税力などに基づき判断させていただくことを改めてお願い申し上げます。

最後になりますが、むつ市の皆様には、弊社の福島第一原子力発電所の事故、R F S 事業の遅れによって多大なるご心配、ご迷惑をおかけしておりますこと、この場をお借りいたしまして、改めて深くおわびを申し上げます。原子力事業は、地域の皆様との信頼関係なくしては成り立ち得ません。一日も早くこうした状況を解消し、これまで20年以上にわたり支えていただいたむつ市民の皆様のご期待にお応えすることができるよう真摯に取り組んでまいりますので、何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上で私からの説明を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○委員長（富岡幸夫） ありがとうございます。以上で参考人からの意見を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの意見に対し、質疑ありませんか。原田敏匡委員。

○委員（原田敏匡） 丁寧なご説明、ありがとうございました。初めに、東京電力ホールディングス、そして日本原子力発電株式会社、またR F S、この3社においては、市にとっても重要なパートナーであり、これからもその関係性は持続していかなければならない、市の発展に対して、市と一緒に歩んでいかなければならないと感じています。そういった観点から、少し質疑をさせていただきます。

さきのR F S 社による意見聴取では、事業計画を示すことにも新税協議を前に進めることにも全体的に受動的で、今の自分たちは審査や工事を進めるだけ、あとは新税等の協議は安全協定の協議直前までに結論を出せばいい、そんな姿勢であったと我々議会は感じています。これでは、地域から信頼を得ることはできません。我々市民は、いつから何トン使用済燃料が運ばれてくるのか、そんな事業の基本的かつ根本である内容の計画が示せない事業者が核燃料物質を取り扱うこと、ひいては本当に操業までこぎ着けるのかといった不安さえ覚え始めていることをぜひ理解していただきたいと思います。

私からは、立地の前提となっている平成16年に東京電力から提出されたりサイクル燃料備蓄センターの概要について、併せて2020年3月にR F S 社から議会に提出された意見書についての2項目について伺います。

初めに、リサイクル燃料備蓄センターの概要についてですが、まず第1に、この概要は立地協定締結の大前提になっているという認識でよいか、確認します。立地協定の前文には、「立地することに関し了承し」との言葉があり、この関係が明確になっています。この点も踏まえてご回答願います。

第2に、この概要にある運営計画について伺います。運営計画においては、2010年までに操業とあって、今日11年間も約束が守られていない状況です。

このことについてのまず見解を求めます。

次に、同計画では、最終的な貯蔵量が5,000トンとなっています。今の説明では、この計画を変更する状況にないというものでしたが、これは計画を変更する必要がなく、5,000トンが見込めるといった解釈なのかもしくは既に変更しなければならない状況下にあるが、現状そのめどが立っていないといった解釈なのかお伺いします。

また、搬入予定量のところで、年間200トンから300トン程度とされておりますが、当座の状況としては困難な見通しとなっており、この当座とはどの程度の期間なのか、どの程度の期間を見込んでいるのか、併せて当初の計画を既に変更せざるを得ない状況であると考えますが、この変更はいつ行う予定なのかお伺いします。

1項目めの最後になりますが、今後この立地の概要については、その変更内容について市民に対して説明責任を負っていると考えますが、その点についての見解と、これを変更して再提出することはあるのか。もし必要ないと考えるのであれば、その理由をお知らせください。私としては、協定書の前提となる事項の変更であり、立地の根幹が揺らぐ内容だと思っています。第1には、使用済燃料を搬入する事業者が市民に説明すべきと考えますが、これに対しても見解をお伺いします。

次に、意見書についてですが、提出されたR F S社からは、その論点の合意に向かって、私たち感じている思いとしては非常に後ろ向きであり、意見書が提出されてから一向に進展がないというのが我々の見解です。議論を交わせば交わすほど、市との溝は深まっている印象すらあります。このことについて、この現状に対して東京電力はどのような見解を持っているのかお伺いします。

最後に、これまで東京電力は発電所を立地した各自治体において、法定外税の責務を担っています。そういった中で、今回の新税検討に関して、R F S社が親会社である東京電力に助言を求めるのは至極当然のことであり、自然の流れであります。この意見書に対して、東京電力の意向がどの程度反映されているのかお伺いいたします。

以上、初めの質疑とさせていただきます。

○委員長（富岡幸夫） 宗常務。

○参考人（東京電力ホールディングス株式会社常務執行役青森事業本部長 宗一誠） ご質問ありがとうございます。非常に冒頭のお話、本当にありがとうございました。

1点目について、私のほうから回答差し上げます。少し、幾つかありまし

たので、ちょっと整理をしながらお話をさせていただきます。

リサイクル燃料備蓄センターの概要につきましては、これ2004年の2月に立地を我々がお願いする際にお示しをして、そのときの事業全体の基本的な枠組み、これをお示しするというので、そして運営計画、施設計画というのをお示ししております。非常に大切な文書でありまして、これに基づいて、この計画に基づいて我々は事業を進めていくのだということで対応してきているところでございます。

しかしながら、ご指摘のありましたとおり、2010年までという操業開始時期、これが守られていない状況にありまして、その都度丁寧に説明をさせてきていただいたつもりではございますけれども、この事業開始時期につきましては二度とそういうことを繰り返すことがないように、これからしっかりと見極めて対応していきたいと考えております。今後もこの計画の何か概要に変更がある場合には、変更が生じる場合には、まずはそうした形で地元に対して丁寧に説明をすることがスタートではないかなというふうには我々としては思っております。

途中でご質問のありました5,000トンにつきましては、今もう見込みがないのに、当座はそういう形で計画を変更する状況にないと言っているのか。見込みがあるのにという、そういうご質問だったと思いますけれども、それについては我々は今の貯蔵量、そして今後発電所をしっかりと稼働して、そしてしっかりと運転をしていくということを目指しております。そういう中で、この5,000トンというのをしっかりと計画どおり進めていきたいという、そういう思いで今、先ほどの現時点で計画を変更する状況にないということをお願いしているところでございます。

そうした形で進めていきたいと思っておりますので、これからも、もしこのリサイクル燃料備蓄センターの概要につきましては、何か変更が生じるような場合には、しっかりと説明をしていきたいと思っております。

なお、当座の期間がどれぐらいなのかと、それでどういう形であるということは、先ほど冒頭の説明でも申し上げましたが、今その具体的な計画を何とか我々つくろうと思って、そういうことをお示ししたいと思っておりますけれども、今柏崎刈羽原子力発電所の状況が、先ほど申し上げましたとおり、ああいう移動禁止命令が出ていて、再稼働時期が見通せる状況にありません。それを見通した上で、そしてRFSのほうは設工認の第2回の認可まで来て、事業開始の見極めに向けてかなり進んできておりますけれども、まだ見極められておりません。そうしたことをしっかりと把握した上で搬入計画をお示しをする。そのときに、当座どれぐらいの年数で、どういう形で、こういう

形で計画を組んだということをご説明を差し上げたいと思っております。

1点目につきましては、私からは以上でございます。

○委員長（富岡幸夫） 松本副事業本部長。

○参考人（東京電力ホールディングス株式会社青森事業本部副事業本部長 松本一輝） 2点目、R F Sから意見書を出させていたでいるということですが、それが現時点でもなかなか溝が埋まっていないのではないかというか、溝が開いているのではないかというお話で、それに対して親会社としてどのようなことで考えているかというご質問だったかと思ひます。

R F Sからは、今まで主に財政需要の関係ですとか、そういったものについて、4月にも市のほうと協議を継続させていたでいるというふうに聞いてございます。それで、もともと意見書には4つの論点ということで述べさせていたでいた中で、例えば担税力のお話であるとかといったことにつきましては、先ほどの説明でもありましたとおり、東京電力から詳細な、R F Sが収支計画を立てるための材料をまだお示しできていないというようなことから、今しばらくお待ちいたできたいというふうに述べさせていたでいるということでございますので、そういった意味で、答えを出してない状況だということとは認識してございます。

そういう中で、協議が始まってから、時間的には大変長い時間を要してしまっている。これは、R F Sと市との協議もありますけれども、私どもから必要な材料をお示しできていないということもございまして、そういう意味では大変申し訳ないというふうに思っています。先ほどの説明のとおり、少しでも早く計画をお示しできるように、引き続き努力してまいりたいというふうに考えてございます。2点目については以上でございます。

それから、法定外税の関係、R F Sと、これに関しまして意見書を出した、その意見書に対して弊社の意向がどの程度反映されているのかというご質問でございました。当然弊社はR F Sの親会社でもございまして、今青森事業本部ということで、こちらに、割と距離的にも近いところにおりますので、日常的にも様々な、この新税をはじめいろいろな相談事であるとか、意見交換というのはさせてもらっています。

その中で、意見書を提出するという話は私どもも承知してございまして、そういった内容につきましては、あらかじめ我々のほうとも、どういう内容でやったらいいのかみたいな話はさせていたでいると思ひますが、では具体的にその意見書の中身そのものについて、どこの部分が親会社の意向でということではなくて、R F Sのほうで考えてきたものについて、我々とディスカッションしながら、こういうことではないかというようなこと

で提出させていただいたということです。なかなか具体的に数字としてお示しすることはできませんけれども、そのような形で日常的にもやり取りをさせていただいている中で出させていただいたということでございます。

以上でございます。

○委員長（富岡幸夫） 原田敏匡委員。

○委員（原田敏匡） 再質疑する前に、先ほど説明があった内容に関して、理事者側に1点確認したい点があるのですけれども、お許しいただけますでしょうか。

○委員長（富岡幸夫） はい、どうぞ。

○委員（原田敏匡） 新税の課税の部分に関して、当市が設定している金額が柏崎刈羽原子力発電所の倍以上だというお話があったのですけれども、R F S社からそういった提示があって、今まで協議の中でまず議論されてきたのかどうか。私今回初めて聞いたものですから、その点あったのかどうか、まず理事者側に確認したいと思います。

○委員長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下宗一郎） まさに私も今日そのような発言があって、大変驚きました。まさにご自身で、自分たちの税率がこれぐらいがふさわしいということを示唆したような内容でありましたので、大変驚いております。しかもその発言の中に、まさにこういう税率であれば核燃料サイクル全体の円滑な運営に支障が生ずるといような、私たちに対する脅しのような、そういうコメントもあったということがありまして、大変私、不愉快に思っております。以上です。

○委員長（富岡幸夫） 原田敏匡委員。

○委員（原田敏匡） それでは、再質疑させていただきます。今の点も踏まえて。

まず、本日の説明資料の6ページの中の暫定的な稼働時期、2023年度としておりますけれども、8ページでは搬入側に対して具体的な目標時期が示せないとなっております。R F Sが操業開始するためには、最終的には、最終検査を受けるまでには実キャスクの1本を入れて最終検査をしなければ操業には至らないのですけれども、現状搬入側が具体的な目標時期が示せない中で、2023年度というのは、もう既に現時点に無理なのではないかというようなちょっと思いがしております。この辺の矛盾を実際搬入する側としてはどう考えているのか。2023年度は、現実的にあり得るのかどうか、まず1点お伺いいたします。

2点目が、先ほどの課税の件です。これ当然東京電力からは、R F S社に

対してそういったお話もしているであろうと推測します。ただ、現状市と何十回と協議している中で、こちらが減免協議もしている中で、そういった具体的な数字を提示することもなく、本当にもうただ引き延ばしているといった印象しか持てないのですよね、今のお話を聞くと。逆に東京電力のほうから減免協議に当たって、こういった数字を出してやるべきではないのかどうかというお話があってもいいのではないかと思うのですけれども、その点に関して、まず2点お伺いします。

○委員長（富岡幸夫） 宗常務。

○参考人（東京電力ホールディングス株式会社常務執行役青森事業本部長 宗一誠） ご質問ありがとうございます。私のほうから、2点目のことについて先にお答えをさせていただきたいと思います。

ちょっと私のほうの言い方というか、柏崎刈羽原子力発電所の今の税率がこうだということで、それで弊社の場合に置き換えて、ですから、ほかの地点等はまたなくて、弊社の立場で言うということでは先ほどは申し上げたつもりでございまして、何か税率を示唆するとか、そういう思いではなくて、客観的な事実として今柏崎刈羽原子力発電所がこういう税率にあって、そして半分が課税されていないということがあるので、そういうことから考えると、R F Sに今の税率のまま運用していくことになると、非常にR F Sの健全な経営に多大な影響があると。ひいては、R F Sが2020年の3月にも立ち行かなくなるというようなことを当時の社長が、そういうおそれを言明していましたけれども、そういうようなのと同じ思いで、そうすると大切な中間貯蔵という核燃料サイクルの一角の中で円滑に運用していくことは難しくなるおそれがあるという、そういうことを申し上げました。それがとても我々にとって、そういう思いで客観的に申し上げたつもりですけれども、それが誤解を生んだようであれば、本当に申し訳なく思っております。

その上で、ですから我々としては、その税率を何かこういふこととということでお話をするというよりは、そういう事実を申し上げたというふうに認識をしております。その上で、税率に関しては、先ほど来申し上げているとおり、搬入計画に基づいてR F Sが収支計画をしっかりと立てていただいて、そして自分たちの担税力はどうかということを見極めた上で、その上で、こういう税率でお願いしたいということを決めていくものであって、そこの他地点が、こうだからこういうふうにと、そういうような税率を示唆するようなつもりで私のほうは申し上げたつもりはありませんので、その辺は誤解を生じたのなら、大変申し訳なく思っております。

以上で2つ目の回答にさせていただきます。ありがとうございます。

○委員長（富岡幸夫） 森安原子燃料サイクル部長。

○参考人（東京電力ホールディングス株式会社原子燃料サイクル部長 森安忠顯） 私のほうから、1点目についてお答えさせていただきます。

東京電力の発電所の状況、それからRFSの審査、いずれも不透明な状況になっているということで、ご心配をおかけしておりますこと、まずおわび申し上げます。

そういった意味では、まずは柏崎刈羽原子力発電所の燃料の移動禁止命令、これに対する対応、それからRFSについても、今第2回の設工認審査が始まったというところでありますけれども、審査を受ける身、あるいは検査を受ける身ということでございまして、いつになればというところを、なかなか私どものほうから時期を申し上げるとするのは難しいというようなところでございます。

ただ、私ども、やっぱりきちっと、あと対応をしていくということがまず重要というふうに考えてございまして、そういった意味では、発電所という意味では、まずは柏崎刈羽原子力発電所の抜本的改革、これを実行いたしまして、追加検査に真摯に対応していくというようなことで全力を尽くしてまいりたい、こういうふうに思っております。

それから、RFSの審査のほうも、審査はもちろん主体はRFSではございますけれども、私どもも当然強力にサポートしていくというようなことで対応してございます。最近許認可第2回が始まったということで、私ども自身も新規制基準に対応していた経験のある要員がおりますので、そういう者を支援に当たらせたり、それから技術課題を一緒に考えたり、それから提出資料ももちろん私ども共同でレビューもしておりますし、ヒアリング等のコメントも毎日毎日RFSさんの会議に私ども参加して、一緒になって取り組んでいるというようなことでございます。こういったような努力をして、なるべく早く事業開始にこぎ着けるということで進めてまいりたいということでございます。

私からは以上でございます。

○委員長（富岡幸夫） 原田敏匡委員。

○委員（原田敏匡） 先ほどの税率に関しては、ここで言うことではなくて、RFS社さんと再度その点に関して強く協議して、市のほうで引き続き協議していただければなと思います。

RFSさんとの協議の中で、やっぱり事業計画が大きくクローズアップされます、事業計画が示されない限り。今の柏崎刈羽原子力発電所の移動禁止命令も理解しております、こちらも。ただ、移動禁止命令が解けた暁には、

初年度は何本大丈夫ですよとかという計画をなぜ出せないのか、不思議なのですよね。解除されなければ、実際出せる本数が現時点で分からないのか、ないのか。稼働しなければ、こちらに搬入するキャスクが発生しないのかどうか。もう既に搬入できるであろうキャスクが私あると思うのですけれども、いついつまでに具体的な事業計画を示せないのは分かります。ただ、仮にこの移動禁止命令が出た時点から、こういった計画は出せますよというのは、既に出してもいいのではないかと、そういった時期に来ているのではないかと、思うのですけれども、そういった計画すら出せないのでしょうか、お伺いします。

○委員長（富岡幸夫） 森安原子燃料サイクル部長。

○参考人（東京電力ホールディングス株式会社原子燃料サイクル部長 森安忠顯） 先ほどの計画について、改めてご説明差し上げます。

まず、柏崎刈羽原子力発電所のほうには確かにキャスク1基ございます。それに続くというのが足元の計画ということになるかと思うところでございますけれども、足元の具体的計画ということを立てようと思すと、先ほどご指摘いただいた柏崎刈羽原子力発電所の状況、それだけではなくて、RFSの事業開始の時期、今暫定的には2023年度となっておりますけれども、保安規定が認可になったら見極めますというところで、まだ見通せていないと。そういったような中で、そういうものを見極めながら、やっぱり搬入量、準備を進めていくと、計画を策定していくというようなことで進めているということでもあります。

そういったようなことでございまして、今後RFSの事業開始時期、目標時期、これがセットできるということも含めて見極めたときに、実輸送のオペレーション、こういったようなものを調整しながら、足元の計画を策定していくと、こういうようなことでもあります。

実際1基はございますけれども、それに続くものというのは当然審査中ではございますので、やはり審査の動向、それから事業開始の目標時期、そこを見極めたところから具体的な実オペレーションを準備していくという中で計画を組んでいきたい、こういうふうな次第でございまして。

○委員長（富岡幸夫） 原田敏匡委員。

○委員（原田敏匡） 現状そういった状況ではあるのですけれども、ただし立地協定結んだ時点で、もうそういった見通し立てていますので、全く出せないというのはちょっと理解し難いところではあるのですけれども。操業開始の……先ほど、それと基本的にRFS社の保安規定の認可を受ける受けない等、東京電力さんのキャスクを搬入する、それはまた別物だと考えているの

ですよね。何かもう今の感じだと、東京電力さんのほうの流れというか、予定を引きずって、リサイクル燃料貯蔵株式会社さんが延ばしているというイメージしか私たち持っていません、実は。そこは、別物に考えていただいて、リサイクル燃料貯蔵株式会社さんの保安規定の認可は認可、東京電力の事業計画は事業計画で、ぜひ別物で出していただきたいなど。どちらかのスケジュールに合わせるのではなくて、両方の、両社のスケジュールで今後そういった変更等あれば出していただきたいと思うのですけれども。

操業開始の約束が守られていない、そして搬入量も不確定、総量的な発生の見込みの根拠もない。このような状況で立地の前提が満たされていると言えるのかというと、非常に不安に思います。そんな中で、前提が満たされているのかどうか、その論拠を改めてお伺いしたいと思います。満たされているかどうなのか。もし思っていないのであれば、その理由等をお伺いいたします。

○委員長（富岡幸夫） 宗常務。

○参考人（東京電力ホールディングス株式会社常務執行役青森事業本部長 宗一誠） 私のほうから、ちょっと私、全体のようなお話になるかもしれませんが、補足があれば森安のほうから説明をいたしますけれども。

大変いろいろな形でご不安を与えているのは申し訳なく思っております。なかなか搬入計画を示す、これは責任を持って示さないといけないと思っておりますので、そういう中でいろんな条件をこういうふうにクリアをしてということで我々考えていて、そういうご説明を差し上げています。そういうもので、これからまたいろんなところで疑問があれば、それに丁寧に、その都度回答していきたいと思っております。

そういう中で、リサイクル燃料備蓄センターの概要の全体像がどういうふうかということは、今日資料のほうで説明をさせていただいたつもりでございます。6ページのほうでご説明を差し上げました。2010年というのは、本当にこれはもう皆さん申し訳ないのですけれども、いまだに事業開始できていない状況になりました。本当に申し訳なく思っております。

そのほかの計画につきまして、貯蔵量の5,000トンは、先ほど私、ご質問に対しての回答も差し上げたとおりで、これはしっかりと最終貯蔵量、これを目指して、今我々の今の貯蔵量、今後の稼働して、そしてしっかりとやっていくということを考えながら、これを計画としてキープをしていきたいというふうに考えております。200から300トンにつきましては、具体的に申し上げられないので、なかなか皆さんに伝わらないかもしれませんが、当座は200から300トン無理なのですが、その後は200から300トン目指したい

と思っております。ですので、そういうことを説明を差し上げながら、その中でももしこういうことが大きな前提が変わっているということであれば、そういうことでまた協議をさせていただくということになるのかなと思っております。

私のほうは、我々の弊社の事情で、この青森県むつ市に対して、むつ市様に対して非常に市民の皆様、ご迷惑をかけているというのは、本当に申し訳なく思っております。今計画として、我々どういう状況にあるかというのは、今言ったことが我々の認識でございますので、そういう中で、もしこの200から300トン、具体的な計画をお示しする段になって具体的な計画をお示しして、その後しっかりと目指していくという中で、どういう形で対応していくのがいいかということが、地元の方の思いがあるようでしたら、それをまたお聞きして、それで我々としてしっかりとまた協議をさせていただきたいというふうに思っております。

私からの回答は以上になります。

○委員長（富岡幸夫） 原田敏匡委員。

○委員（原田敏匡） 地域に対しての最大の支援、これは早期の操業であると感じています。本日傍聴にも経済団体の方々もたくさんお見えになって、この早期の操業という点に関しては我々と同じ思い、地域の市民もそういった思いであると思います。そうして事業開始するまでには、しっかりと誠意を持って地域に向き合うことが今求められていることではないかなと思えます。そういった中で、事業との関係では、その内容に変更がある都度しっかりとした形で説明することが、この地域に向き合う基本であると感じておりますが、その辺どういった思いであるか。

あわせて、最後に、今までのお話を伺っていくと、事業者は事業計画を示さずに、事業開始はお願いしたいと。これが今感じている率直な部分です。これは、大きな矛盾であると考えますが、その点はどのように整合性を取るつもりなのか、今後事業計画をどう提出していくつもりなのか。長くなりましたので、これを最後にして、質疑を終わります。

○委員長（富岡幸夫） 宗常務。

○参考人（東京電力ホールディングス株式会社常務執行役青森事業本部長 宗一誠） ありがとうございます。その都度丁寧に皆様にご説明するというのは、ご指摘のとおりだと思いますので、それは今まで至らなかった点も含めておわびを申し上げるとともに、これからしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

その上で、事業開始、しっかりと目指したいと思っております。それで、

事業開始を目指していくステップの中で設工認の認可をいただき、保安規定の認可をいただいて、それで事業開始時期が見極められるようになれば、我々先ほどから申し上げている搬入計画というの、具体的な計画というものを立てられるようになると思います。そういうことを見ていただいて、その上で事業開始は、だからその後のステップになりますので、そこが矛盾しているとは我々は思っていませんで、ステップをそういう形で踏む中で、ちょっと今お示しできていないということで、非常に皆様にご不満とご不安をおかけしておりますけれども、それは平に謝りながら、その時期にしっかりと示した上で、それで事業開始に向けての、その後が安全協定の協議とかそういうことになると思いますので、そこでまた我々の説明をしっかりと聞いていただいて、その上でご議論いただければというふうに思っております。

私からは以上でございます。

○委員長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。佐賀英生委員。

○委員（佐賀英生） 今聞かせていただきました。私のほうからは、R F S社と、そして本日出席している親会社の皆さんの関係性と、むつ市民に対する信義の話をさせていただきたく存じます。舌足らずな点があれば困りますので、文書のほうを読ませていただきますので、よろしくお願いします。

10月22日の特別委員会でのR F S社の答弁は、自分たちの事業であるにもかかわらず、主体性が欠如しておりました。核燃料物質を取り扱う業者として、私は不適格ではないかという疑念を抱かせていただきました。市長も多分同じような感じかと思われまます。

まず第1に、事業計画について主体性を持って示さなかったR F S社の姿勢についてどのように考えているか、まずこれ第1点お伺いします。

次に、新税に関してR F S社は、市側の説明に対し、理解しよう、論点を解消しようとか、議論を収束させようという姿勢が全くありません。全然進まないわけですね、出た入った、出た入ったで。そういう姿勢を、それは時間稼ぎしているような、大変失礼ですけれども、感じを受けました。実際R F S社の高橋社長の答弁は、東京電力から計画が示されないことを理由に、全然判断できる状況にないと。この判断できる状況にないというのは、今日宗常務がおっしゃっていましたように、もうお互いの必殺技みたいになってしまっているわけです、「判断できる状況にない」という言葉が。そういう部分だと、全然前に進みませんし、むつ市に寄り添って、市民に寄り添って、信義的な部分でも全然欠如しているのではないかと、そのように感じられます。

まず、立地の協力をお願いして、地域住民に受けてもらったという、会社

の社長としてこれでいいのかと。疑問、ましてや疑義を感じるところでございます。むつ市のためにではなく、親会社のために答弁とか、関連会社のために答弁しているのではないかというような不信感さえ抱かせていただきました。まず、そういうところの疑念を晴らしていただくとして、親会社として、また中間貯蔵の実施に伴い発生する総費用を負担する会社として、さらには立地協定の当事者として、どのようなお考えしているか。まず、この辺のところをお伺いいたします。

○委員長（富岡幸夫） 宗常務。

○参考人（東京電力ホールディングス株式会社常務執行役青森事業本部長 宗一誠） 私のほうからは、特に1点目、そして3点目、最後締めのところでは、おっしゃっていただいたところについて、回答を差し上げたいと思います。

R F Sの答弁が主体性がなくて、そしてそれをこの地域のほうでやっていく、実施に当たってのそういう姿勢をどう考えるかという、そういうご質問だと受け止めました。R F Sの答弁、確かに我々の会社の計画、搬入計画が示されないということで、今判断できる状況にないという話をしたということは私も聞いておりました。

それで、それは申し訳ないのですけれども、先ほど来申し上げておおり、我々が搬入計画を示せないという今現実があって、それが事実でございます。その点を主体性がないと取られるのは、本当に申し訳なく思っておりますけれども、ただ一方で、R F Sができることは、先ほど原田委員からもあったとおり、事業開始に向けてしっかりと設工認の認可とか、そういうことを進めていくことだと思っております。6年10か月とかかかりましたけれども、事業許可取って、そして設工認認可を第1回受けております。今安全対策工事も始めて、R F Sはそういうところではかなり主体性を持って取り組んでいるというふうに我々は受け止めております。

この事業計画、そして新税の協議に関しましては、新税につきましても一義的に協議をさせていただいておりますけれども、先ほど来のあれと繰り返しになりますが、とにかく事業開始時期までにきちんと判断をする、それが地元の方に対しても迷惑をかけないということで目標時期を設定させていただいて、そしてそれに向けてやっているところでございます。なので、最初に戻りますけれども、搬入計画が示せないことで、そしてそれが鍵になって、それがネックになって、そしてR F Sのほうで収支計画を示せないというのは、これは事実でございますので、これは我々が本当に平に謝り、おわびを申し上げます。その上で、ほかのR F Sができるところは主体性を持ってしっかりとやっていっているというふうに思いますので、そのようにこれから

も取り組んでいきますので、ぜひご理解をいただければと思っております。

私からは以上です。

○委員長（富岡幸夫） 税についてですか。判断できる状態。宗常務。

○参考人（東京電力ホールディングス株式会社常務執行役青森事業本部長 宗一誠） 判断できる状況にないというのは、今の説明にもありましたけれども、我々が搬入計画をお示しできないということで、それで今彼らが収支計画の精緻な数字がはじけないというのが実態でございます。その上で、RFSとしては、その目標時期までとにかくひたすら延ばすということではなくて、そういうのがしっかりと出てきたら、その時点で判断できる状況になれば判断をするということで、4点の項目、決してそこまできっちり延ばすというつもりでやっているとは、我々のほうは受け止めておりませんので、そういう中で協議を進めさせていただいて、そしてきちんとRFSとして経営がしっかりと、健全な経営が確保できるというふうに判断できるような状況で、納得して納税をさせていただくというような形で進めさせていただきたいということで進めているというふうに考えております。

以上で私の回答とします。ありがとうございます。

○委員長（富岡幸夫） 佐賀英生委員。

○委員（佐賀英生） ほとんどの質疑の内容とか、そういうのは重複していますので、同じような答弁になろうかと思うのですけれども。私、何人かで委員長のほうにお願いして、RFS社が全然進みませんので、お願いして今日は招致させていただきました。何らかでも少しでも前に出なければ、協議というのになりませんので、同じことを繰り返すのだったら、わざわざ来ていただく必要もないでしょうし、ただで来ているわけではありませんので、そこら辺のところの協議は、真摯として、宗常務、よろしく願いいたします。

まず、RFS社との関係は、新税の協議にも波及して、先ほどもおっしゃったとおり、しているわけでもございまして、中間貯蔵が行われる収益によってという見解を伺っております。RFS社は、中間貯蔵の実施に伴って発生する総費用の負担を受けることによって、御社、東京電力及び日本原電と契約を締結していると認識しております。その関係性からいきますと、RFS社が言っている中間貯蔵事業を行うことで得られる収益の負担は、東京電力及び日本原電さんが担っていると思っておいて大丈夫でしょうか。

○委員長（富岡幸夫） 森安原子燃料サイクル部長。

○参考人（東京電力ホールディングス株式会社原子燃料サイクル部長 森安忠顯） RFSの資金関係も含めて、ご説明をさせていただきたいと思えます。

まず、まだRFSさんが事業開始しておりませんので、そういった意味で

貯蔵の役務が発生されていないので、料金というものはお支払いはしていません。ただ、もちろん今の時点で必要になる資金調達はきちっとできるように、事業に支障が出ないように、私どもとしても支えているというようなこととございます。

それから、総費用の話、先ほどご指摘ありましたとおり、私どもはR F Sさんの経理的基礎のところにも書いてございますとおり、貯蔵事業に伴い発生する総費用を負担しますというようなことで明記させていただいております。ただ、先ほど申し上げましたとおり、料金の金額は事業開始に向けてこれから設定していくということになります。そこは、まだ具体的金額ございませんけれども、実際に負担額を決めると、料金を決めますというようなことに当たっては、やはりそこは民間企業として合理的な料金というものがまずあって、それを念頭に金額をR F Sさんと協議して設定すると、こういうようなことになろうかと思えます。

私からは以上です。

○委員長（富岡幸夫） 佐賀英生委員。

○委員（佐賀英生） るるそういう答弁になろうかなと、これから何人かの方々もお話をしていくようになっていくかなと思うのですが、親会社との関係もあり、収益構造や人事、今おっしゃったとおりです。構造的なものは出ていくと思うのです。動いていなければ、これは当然のように収益は出ませんので、その間負担しなくてははいけないし。もっと言わせていただければ、多分R F S社の社員の方の大多数というのは、両社の出向の方々ではないかと。まずは、正直言わせてもらって同会社ですよ。一応便宜上そこをつくったみたいな感じしか私は受けていませんけれども。まず、今までの経緯。私はそのときはこの席におりませんでしたけれども、今までの時間ですとか、例えばこれは会社ですから、トップが替わったり、担当が替わったりするのは、これは至極当然の話です。が、しかし、信義的なもの、会社の方針的なものを、これからやっていくという事業計画というのは、そうドラスチックに変わっていかないと思うのです。それは、性格等々もありますから、その都度都度若干の変更はあったとしても、全く前にも進みませんし、温かさも感じない、温度も感じないような対応だと、これはなかなか信義的な部分ですとか、これから事業を進めていこうという部分にはあまりプラスにならないのではないかなと、そのように感じさせていただいております。

よって、もう少し前に進んだような議論ができないかと。そういうものを、せっかくですから、思いますだとか、そうなるというちょっと予測的な話も失礼かもしれませんが、今後の協議においてぜひともしていただきたい。そ

うでなければ、今後事業を進めていく中では、大変難しいものになってくるのではないかと。これからまた何人かの方々がいろんな部分でお話をしていくことになろうかと思いますが、判断できる状況にないという文言は、あまり適切ではないかなと思いますので、信義的にこれからはっきりと向き合ってお話をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

終わります。

○委員長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） 若干質疑させていただきます。

まずもって、これまで事業開始が繰り返し繰り返し延期されてきたということに対しては、物すごく遺憾に思っております。それから、まず皆さんに言っておきたいことは、我がむつ市がなぜこの事業、これを誘致したかということ、皆さん必ず頭の中に、このことを忘れていただきたくないと、そのようなことを常に私は思っております。それを踏まえまして、私は常に財政需要の協議については物すごく違和感を持っておりまして、大変憤慨しております。事業を誘致した経緯というのは当然のこととして、むつ市をよくしたい、むつ市の振興、これを図りたいという、当時杉山市長がそういう思いで、市を二分した形で誘致した経緯があるということは、私は当時おりませんでしたけれども、合併した後、再三にわたって聞いております。そのことを、皆さんはぜひとも忘れないでいただきたいと。

先ほどから議論になっております柏崎刈羽原子力発電所について、私は質疑したいと思っておりますけれども、東京電力が本年4月に公表した特別事業計画ですかによりますと、早ければ2022年、来年度、柏崎刈羽原子力発電所が再稼働することを想定して計画がつけられていると伺っております。その柏崎刈羽原子力発電所に、資料にもありましたけれども、現在核燃料物質の移動禁止命令、常務が先ほど説明したことがありますけれども、その柏崎刈羽原子力発電所の運転の見通しと、またそれに伴う使用済燃料の発生量の見通し等について、具体的にできればお伺いしたいと思います。

○委員長（富岡幸夫） 犬飼立地地域部長。

○参考人（東京電力ホールディングス株式会社立地地域部長 犬飼一雅） ご質問のほうありがとうございます。まず、私のほうからは、柏崎刈羽原子力発電所のほうの再稼働の見通しというようなところでお話しさせていただきます。

まずは、今年起きました核物質防護に関する一連のこの事案に関しまして、改めて皆様にはおわび申し上げたいと思います。現在は、原子力規制庁のほうから、この核物質防護の事案に関して私どもが提出したこの報告書、これ

に対する検査が行われている状況でございます。私ども、今検査を受けている立場なものですから、それがちょっといつ終わるか。それに伴いまして、今の核物質の移動の命令が解除されるかというようなところ、これまだ見通しは立っていないところでございます。したがって、私どもとしては、今原子力規制庁のほうから受けているこの審査、これに真摯に対応することとともに、これを改善する活動計画を立ててございます。こちらのほう、やはりしっかりと着実に定着するような形で今進めているところでございます。

ご案内のとおり、柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に関しましては、これは地元のご理解が非常に大事なことになってございます。そうしたことから、今の段階でこの再稼働がいつかというようなことについて申し上げることは、大変申し訳ございませんが、できませんというようなところでご理解いただければと思います。

私からは以上です。

○委員長（富岡幸夫） 森安原子燃料サイクル部長。

○参考人（東京電力ホールディングス株式会社原子燃料サイクル部長 森安忠顯） 私のほうからは、使用済燃料の量につきましてご説明申し上げます。

今柏崎刈羽原子力発電所、公表されているとおり、プールにまず2,400トンくらいございますけれども、最終的には原子炉の中にも1,000トンございまして、これも合わせた都合3,400トン、これはもう既に柏崎刈羽原子力発電所に存在しているということでございます。そういった意味からいいますと、むつ市さんのほうにお願いしております中間貯蔵5,000トン、弊社分は4,000トンでございますけれども、この4,000トンという数字と比較しますと、3,400トン既に存在しておりますから、そういった意味ではもう9割近い物量になっているということでございます。

当然私ども再稼働を目指しておりますので、もちろん六ヶ所再処理工場に持ってまいりますけれども、どこかで貯蔵して再処理するといった意味では、今既に3,400トンあるところに、さらに稼働すれば増えていくというようなことでございます。そういったようなこともございまして、先ほど来ご説明申し上げますとおり、当座搬入は200から300トン程度というのは難しいとご説明をしておりますけれども、将来的には200から300トン、それから5,000トンというところで目指していきたいというようなことでございます。

以上でございます。

○委員長（富岡幸夫） 佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） 今の説明でいきますと、柏崎刈羽原子力発電所に3,400ト

ンあると。それが今のRFSに持ってきて貯蔵させると。今の確認ですけれども、そういう理解でよろしいのですか。

○委員長（富岡幸夫） 森安原子燃料サイクル部長。

○参考人（東京電力ホールディングス株式会社原子燃料サイクル部長 森安忠顯） そういった意味では、申し訳ございません、今まだ具体的な当座の足元の計画というのものが無い状況でございますので、明確にこのうちの何トンがというようなところを申し上げられるような状況ではございませんけれども、将来的な総量としては4,000トンを超えるであろうというふうに私どもとしては思っております。

○委員長（富岡幸夫） 佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） 説明資料見ていますと、先ほど佐賀委員からもありましたけれども、何かしら困難な見通しとか、それに伴う具体的な搬入計画を示すことはできないというふうな、その資料の2ページ、3ページ、8ページ、9ページ全部見ても、最終的にはそういった形になります。我々、要するに冒頭で私が言いました延期、延期の繰り返しが今まで来ていると。私たちもそうですけれども、この放送を聞いている市民の皆さん、要するに大いに期待しているわけです。それを誘致決定した経緯、そういった経緯は重々心していただきたいと、そのように思います。

若干ですけれども、今のむつ市に貯蔵される使用済燃料は、再処理された後、プルサーマルの発電所で発電されることになります。そのことが使用済燃料の出口だと、最終的な方向性、事業の一連の流れがこれで終了という形になるわけですけれども、東京電力のプルサーマルの発電の見通しについても伺います。そしてまた、どの地域のどの発電所でプルサーマル発電を行う予定なのか、そのことについても具体的な地点、できれば明示して説明願いたいと思います。

○委員長（富岡幸夫） 森安原子燃料サイクル部長。

○参考人（東京電力ホールディングス株式会社原子燃料サイクル部長 森安忠顯） 私のほうから、プルサーマルにつきましてご説明申し上げます。

プルサーマルを推進するという事自体、原子燃料サイクルを確立させるということで、私どもはもちろん前提というか、共通の重要課題ということでありまして、鋭意取り組んでいるというようなことでございます。ただ、当初におきましては、ご指摘のご質問、プルサーマルの具体的な計画、こういったところは残念ながら現時点で見通せる状況にはないというようなことでございます。ただ、当然原子燃料サイクルの確立というのは、私どもも重要課題というふうに位置づけておりますので、当社としてもプルサーマルを

推進していくということ自体、方針として堅持して進めてまいりたいと思います。

○委員長（富岡幸夫） 佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） 現時点で具体的なことを示されないという話ですけども、我々もそうですけれども、むつ市民が一番懸念することは、30年、50年とプルサーマルの今の計画が頓挫するとか、そういった形で仮になったとすれば、市に残された今の、最終的には5,000トンという形で、そのまま置かれるというふうなことを一番懸念するわけです。ですから、今の段階ではもう絶対にそういったことはないということを、ここで確認云々ということではできませんけれども、それは常々念頭に置いていただきたいと思います。それからまた、我々としても国にも当然働きかけなければいけないと思っておりますし、そのことは重々念頭に置いていただきたいと思います。

発生量や搬入量が曖昧な議論が前に進むことはあり得ないと、そう思っておりますけれども、これらの具体的な事例等、または数量等、先ほど各委員からもありましたけれども、ある程度市にはもちろんですけども、我々議会に対しても丁寧な説明していただくべきだと、当然のことだと思っておりますけれども、そのことを確認して私の質疑を終わりたいと思います。今の説明をお願いするということで、確認の意味の答弁いただきたいと思います。

○委員長（富岡幸夫） 宗常務。

○参考人（東京電力ホールディングス株式会社常務執行役青森事業本部長 宗一誠） ありがとうございます。冒頭におっしゃっていただいたむつ市がどうして誘致したか、そしてそれを決して忘れてはいけないというのは、私自身心に刻んでやっていくということで、改めて心に誓わせていただきました。

そして、発生量、搬入量が曖昧なままということで、これ柏崎刈羽原子力発電所の再稼働の見通しが得られないと、そういうことをある程度現実感を持ってお示しできないということで、そこで搬入計画、その条件を整えた上でご説明をしたいということで、先ほどから申し上げているところでございます。そうしたものについては、もちろん地元に対して説明をしっかりとしていくということは重要だと思っておりますので、そういうことはまたどのような形かは別としましても、市議会のほうにも必要があればしっかりと丁寧に説明をしていくということは必要であるかなというふうに思っております。

私からは以上でございます。

○委員長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。野中貴健委員。

○委員（野中貴健） 私、今でこそ議員やっておりますけれども、20年前の誘致当時、六ヶ所村の再処理工場、石川県の志賀原子力発電所第2号機ですか、そちらのほうで躯体工事のほうの仕事に携わっております、当時からこの原子力政策といいますか、こちらのほうに大変興味を持っておりました。その一人として、この中間貯蔵施設についても、報道等では当然知っておりましたけれども、今議員として先輩議員から誘致当時からの思い、苦労話を伺い、この誘致に対して並々ならぬ希望を抱いてきたことを教えていただいております。今日は、市民目線で感じていることを、せつかくのこの機会、次もまたこの我がむつ市に来てくれるか分かりませんので、率直にお伺いいたします。

先ほど東京電力さんの使用済燃料について、同僚議員からお尋ねがありましたので、私からは日本原電さんの使用済燃料についてお聞きいたします。

現在運転を計画しています東海第二発電所については、原子力規制委員会の審査に合格しているものの、茨城県の地元住民の同意が得られず、運転再開に至っていない。また、福井県の敦賀発電所についても、審査の段階で不適切な対応を行ったことにより、審査が中断されている状況だと認識しています。

そんな状況と認識した上で、1点目に両発電所の運転再開の見通しと、それに伴う使用済燃料の発生量の御社の見通しについて、まずは改めて伺います。

2点目に、現在のRFS社の操業開始の許可は、いわゆるBWR、沸騰水型原子力発電の発電所からの使用済燃料ですが、御社のPWR、加圧水型原子力発電である敦賀発電所から受け入れる場合は、改めてRFS社が事業許可を一から申請する必要があると私は認識していますが、そのとおりでよいのか。この場にいる方だけでなく、ラジオを聞いているたくさんの市民の皆様にも分かるように、丁寧な説明をお願いいたします。

○委員長（富岡幸夫） 日本原子力発電株式会社木村副社長。

○参考人（日本原子力株式会社取締役副社長 木村 仁） 改めまして、日本原子力発電の木村でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

ご回答を差し上げる前に、少しご説明をさせていただきたいと思っております。平成17年以来、延べ70名以上の弊社社員がRFS様に出向させていただいております。その間、地域の皆様方におかれましては、弊社社員を温かく迎え入れていただいております、改めて感謝を申し上げます。どうもありがとうございます。

それから、市役所の職員の方をはじめ、毎年多くの市民の皆様方に弊社東

海第二発電所の乾式キャスク貯蔵施設のご視察を頂戴してございます。ちなみに、累積で申しますと、2,600名以上の方がご視察をいただいております。この場を借りて、これにつきましても改めて御礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

それで、ご質問のほうでございませけれども、東海第二発電所、それから併せて敦賀2号機につきましても、再稼働の見通し、現状についてご説明をすることから始めさせていただきます。

東海第二発電所のほうは、先ほど議員様のほうからご指摘がございましたように、一部許認可が残っているところでございますが、本体の施設につきましては許認可は全ていただいております。実際の作業、安全対策のための工事も今かなり本格化してきているところでございます。この後、この本格化した工事が収束するにつれまして、今度は地元の皆様方からのご理解、それから十分にご認識のことかとは思いますが、発電所が再稼働するためには、避難訓練あるいは避難計画を策定する必要ございまして、こういったことをしっかりと我々も協力をさせていただいて、再稼働に必要な条件を満たしていくということが我々にとっての、東海第二発電所にとりましては非常に大きな課題ということでございます。

先ほどから、なかなか見通しが得られないということに関してのご説明に対してご批判を頂戴していることは承知の上で申し上げますけれども、現時点でいつまでに再稼働ができるというところまでは、地元の皆様方からの話が絡んでございますので、大変申し訳ございませんが、これはちょっと今のところはよく分からないところが多いというふうに感じてございます。

それから、敦賀2号機のほうでございませけれども、こちらは本体工事の審査をしている最中で、特にその初期段階であります地質地盤の関係の審査のところ、我々のほうから提出した資料の中に不適切な部分がございます。審査に入る前の話といたしまして、規制検査が行われているところで、我々それに対して今全力を挙げて立ち向かっているところでございます。この規制検査を合格いたしまして、その後いよいよ審査に移るということになります。ということでございますので、これは東海第二発電所以上に大変な状況にあるというふうに我々は認識してございます。それでも、我々決して諦めているわけではございませんでして、日本全体の原子力が推進していけるように全力を尽くして対応していきたいというふうに思っているところでございます。

それから、もう一つお話を付け加えさせていただきます。仮に搬出をするということが具体的な状況になってきた場合でも、現時点で我々、例えば東

海第二発電所あるいは敦賀1、2号機、共にこちらのほうに持ってこさせていただきますための容器についての許認可がまだ何も取れていない状況でございます、これも再稼働の安全性を確認するために審査をしていただいている同じ規制庁様に対して審査を申し込む必要がございます、こちらのほうにつきましても、なかなか状況が見通ししづらいところがございます。このところをどうかご高配賜りまして、すみません、本当に申し訳ございませんが、現時点でまだ具体的な数字を申し上げる段階には、大変残念でございますが、ございません。

以上で回答を終わらせていただきます。

○委員長（富岡幸夫） 野中貴健委員。

○委員（野中貴健） 御社も含め、東京電力さんもたくさんの方が今現在RFS社におられるわけですけれども、本年8月にこのむつ市・風間浦村豪雨災害において、たくさんの方のボランティア活動に参加したのも、私も一緒に参加して存じております。いろんな場所でお会いして、本当に地元に貢献しているという姿は大変見られました。でも、それはそれとしても。

先ほどのPWRの、例えば仮にですけれども、仮の言葉はこの場ではふさわしくないかもしれませんが、そのPWRの使用済燃料の搬出許可が出た場合ですけれども、日本原電から使用済燃料を搬出する場合に、RFS社での新たな事業許可、新たなキャスクの安全性の審査など、恐らく新しい論点が出てくると思われまます。その都度にRFS社から我々に対しての説明が当然あると理解してもよろしいでしょうか、お答えください。

○委員長（富岡幸夫） 楠発電管理室室長代理。

○参考人（日本原子力株式会社発電管理室室長代理 楠 丈弘） 本日は、お招きいただきましてありがとうございます。日本原子力発電の楠と申します。

今ご質問いただいたとおり、PWR側のキャスクにつきましても、事業許可が必要になります。当然のことながら、この事業許可にはある程度の期間が必要だと考えておりますので、その都度皆様、むつ市民の皆様にはご報告させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

○委員長（富岡幸夫） 野中貴健委員。

○委員（野中貴健） 両原発の運転再開の見通しとしては、先ほどの東京電力さんと同様に、なかなか見通しが立てられない状況だと私もそれは認識しております。そうした中で、先ほどの東京電力さんへのお尋ねと同様になりますけれども、日本原電さんの原子力発電所から発生する使用済燃料は、どういうタイミングで、許可された場合ですけれども、むつ市に搬入されるのか。

これは、東京電力さんの柏崎刈羽原子力発電所から搬入された後なのか、それとも先なのか、その前後関係についてお知らせください。

あともう一点、先ほども同僚議員からプルサーマルの話がありましたけれども、中間貯蔵施設から再処理工場に搬出され、MOX燃料が出来上がった後、東海第二発電所及び敦賀2号機でプルサーマル発電が行われるのでしょうか。先ほどと同じかもしれませんが、その見通しについても改めて。

2点お伺いいたします。

○委員長（富岡幸夫） 木村副社長。

○参考人（日本原子力株式会社取締役副社長 木村 仁） まず、1点目でございますが、東京電力さんと、それから弊社との間で前後関係があるのかどうかというお尋ねかというふうに理解をいたしました。これは極めて一般的なお答えになって恐縮でございますけれども、搬出をする計画を具体的に立てる際には、搬出側の問題と搬入側の問題といろいろなことがあります。それから、六ヶ所村に立地させていただいております再処理工場へどれだけ持っていくのかということもございまして、その場で輸送するのに必要な手だてがどんなふうになっているかということも、非常に多岐にわたって検討する必要がございますので、この時点でどちらが先かということにつきましては、さすがに諸般を勘案した上で、一番いい方法でこちらへ持ってこさせていただくということしかお答えがちょっとできないと思っております。

それから、プルサーマル計画について、弊社、日本原電の計画はどうなのかというご質問かと思えます。これにつきましては、すみません、ちょっと正確な年を忘れましたが、2000年前後に電気事業連合会として、こういう計画がありますということで、全国で17ないし18基の候補プラントがあります。その中に、弊社の場合には東海第二発電所と敦賀発電所2号機が入っております。今お答えできますのは、ここまでというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（富岡幸夫） 野中貴健委員。

○委員（野中貴健） いずれにしても、先ほどから見通しが立たないことには何も提示できないというのは理解しました。

最後になりますけれども、東京電力やRFSという中であって、大変申し訳ありません、どうしても御社の存在感が薄くなります。すみません。しかしながら、大切な事業者の一つであることには変わりません。福井県や茨城県からここむつ市へ使用済燃料が搬入されることにいまだに抵抗のある市民の方もやはりいるかもしれません。この議会でも賛成多数です、何でも、全会一致ではありません。そのことを踏まえて、市民の皆様へ直接説明するの

は、東京電力でも日本原電でもR F Sでもありません。それは市であり、我々議員であります。そのためにも、市民の皆様への理解促進にも、そして失われた信頼を取り戻すためにも、しっかりと主体性を持って努めていただきたいと強く要望して私からの質疑を終わります。

○委員長（富岡幸夫）　ここで、11時45分まで暫時休憩いたします。

午前11時35分　休憩

午前11時45分　再開

○委員長（富岡幸夫）　休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎）　まず、質疑に入る前に、私は東京電力さんに対して、東日本大震災の前後の対応とか、あと今柏崎刈羽原子力発電所の警備の不備とか、それに対して、どうも原子力事業者としての、そこら辺の不信感を持っているということをまず申し述べまして、質疑に入りたいと思います。

私の質疑は、東京電力の地域貢献についてお伺いいたします。東京電力は、2年前に青森事業本部むつオフィスを開設しております。これは、地元本位の事業運営を徹底強化し、青森行動計画に基づく事業の推進や持続可能な地域の共生などに取り組んでいくことが目的とされております。そこで、お尋ねですけれども、まずこのむつオフィスでの活動内容についてお知らせ願いたいと思います。また、この間の具体的な成果についてもお願いいたします。

○委員長（富岡幸夫）　松本副事業本部長。

○参考人（東京電力ホールディングス株式会社青森事業本部副事業本部長　松本一輝）　お答え申し上げます。

むつオフィスにつきましては、むつ市のご協力等をいただきまして、開設をさせていただいております。むつオフィスの使用につきましては、主に東京電力の社員があの地で、むつ市での活動の拠点というような形で、事務所の形の用途で使うということを想定してやっています。また、例えば東京等からの出張などがあったときに、あの場所で会社にいるのと同じような形で仕事ができる、そういったような環境を整えるということでもございました。また、R F Sの社員も東京電力から出向している者もおりますし、当社東京電力とR F Sとの例えば打合せといったようなものも、あそこの場所でできるということで、幾つかそういった利用形態としても、実際にはそういう形になっています。

ただ、大変残念ながら、新型コロナウイルス感染症の流行によりまして、なかなか東京からの出張といったものもできなかつたりとか、もしくは市内

でも感染者が出たときには、あちらの施設自体が閉鎖ということもありまして、我々も同じようにあそこの使用を中断したりというようなことで、実態としてフル稼働できているかということ、そういった事情もございまして、できていない。今後は、もしこの新型コロナウイルス感染症の状況も落ち着いてくるようでしたら、当初考えていたような形で、東京からの出張者含めて積極的に活用してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

- 委員長（富岡幸夫） 浅利竹二郎委員。
- 委員（浅利竹二郎） 次は、まず御社は平成30年にコールセンターの誘致を青森市内に決めましたですね。このことについて、地元むつ市の最大の経済団体であるむつ商工会議所の大反発を招く結果となり、当時のむつ商工会議所の会頭は六ヶ所村、東通村、大間町の商工会長とともに、立地地域への経済振興等について、国・県、東京電力への要請という形で行動を起こしております。私たちは、立地地域をないがしろにして、県内他地域へのそうした企業誘致を進めるという姿勢に関して、疑問を抱かざるを得ません。改めて立地地域ではない地域に企業をあえて誘致した理由と、その際にはむつ市や東通村にも声をかけたのかということ、さらにこのむつオフィスを通じて、今後どのように地域貢献に取り組んでいくのかについてお伺いいたします。
- 委員長（富岡幸夫） 宗常務。
- 参考人（東京電力ホールディングス株式会社常務執行役青森事業本部長 宗一誠） 答えしたいと思います。

平成30年、コールセンター、これエナジーパートナーという当社の基幹事業会社という別な会社が、そこでたしかオペレーションセンターというのを設置しております。これは、エナジーパートナーがそういう意味では主体的にやったものでありますので、間接的に聞いている選定方法ですけれども、全国的にどういうところでというところで調査をした結果、青森市のほうに、そこがいろいろな条件的に適切だということで設置をしたというようなことを聞いております。そういう経緯で対応させていただいたということです。

それで、その後確かにむつ商工会議所会頭のほうが東京電力のほうにもお見えいただいて、そして要望をいただいております。我々としては、地元本位でということで、青森事業本部を設置させていただいて、その後むつオフィスを設置させていただいて、そして地域に貢献ということを目指して活動しているところでございますけれども。

むつオフィスの活用については、先ほど松本から説明があったとおり、ちょうど開設して直後、新型コロナウイルス感染症がかなり拡大をしたという

こともあって、東京からの出張、その他含めて思うようには、当初想定したようには活用し切れていないところもありますけれども、またむつオフィス、そういうところでも活用しながら、地域にしっかりと対応していきたいと思っております。

私からは以上になります。

○委員長（富岡幸夫） 浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） ただいまの説明にいろいろ異議はありますけれども、それはそれとしまして、次の質疑に入ります。

東京電力さんは、東通村に対し、2018年度と2019年度に計4億円の企業版ふるさと納税や2020年度からの5年間で30億円の資金援助を進めております。一方で、RFSは、当市との新税協議を進展させようとしませんが、全くしていません。地域振興のための支援としては、ある意味同じ性質であるにもかかわらず、東通村とむつ市で地域の取扱いが異なるのはどうしてでしょうか。ふるさと納税では支払うが、新税を進展させないでは整合性が取れません。同じ納税で、どちらかといえば、新税のほうが透明なプロセスを経ているはずでございます。東通村とむつ市でこのように取扱いが異なる理由を明確に説明をお願いいたします。

○委員長（富岡幸夫） 松本副事業本部長。

○参考人（東京電力ホールディングス株式会社青森事業本部副事業本部長 松本一輝） お答え申し上げます。

弊社は、2018年度、2019年度、企業版ふるさと納税という制度を利用した形で、東通村に協力を差し上げております。これは、建設をこれから東通で進めていくに当たって、東通村が計画をする、これ国の認定を受けた計画というふうに聞いておりますけれども、そちらに、趣旨に賛同するというような形で協力をさせていただいたということでございます。

また、加えて東通村と当社とで、この3月に一般社団法人東通みらい共創協議会というものを立ち上げさせていただきました。こちらにつきましては、今後当社が東通村のところで発電所建設を進めていくといったときに、当社といたしましてもインフラ等の基盤の整備みたいなものは我々の社員がこれから増えていくということになりましたら、やはり必要なものが出てきます。また、持続可能な地域づくりといったようなところで、東通村と一緒にやって、いろんな地域づくりのことをやっていこうということで、当社から一般社団法人の協議会のほうに拠出をしていくということを決めた。これは、長い時間軸の中で、当社と東通村がそれぞれ拠出をしていくというようなことで、これはその2つが一緒になって地域づくりをしていくというよ

うな仕組みということでございます。そういう意味では、税金の仕組みというものとは、もともとの在り方としては異なるものがあるのかなというふうに思っております。

それで、今後その地域振興ということにつきましては、R F Sもこの地でいろんな、様々なことで協力をさせていただいているというふうに思っておりますが、それぞれの地域と向き合いながら、それぞれの地域に対してどんな貢献をしていくべきなのかということは、これからもしっかり考えて進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（富岡幸夫） 浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） いろいろお聞きしましたけれども、理解できない部分が多々ありますので。

それで、御社の担税力についてですけれども、少なくとも5年間で東通村に30億円ということですので、これはそのとおりということでは理解してよろしいのでしょうか、再度お伺いします。

○委員長（富岡幸夫） 松本副事業本部長。

○参考人（東京電力ホールディングス株式会社青森事業本部副事業本部長 松本一輝） お答え申し上げます。

30億円というものが現時点で全て決定しているということではございません。昨年度ということで、6億円ということが決定しているということではございますけれども、最終的に30億円というよりは、30億円を上限にということになるので、その都度決めていくということとなっております。

以上です。

○委員長（富岡幸夫） 浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） 真剣に考えていただきたいのは、オフィスはつくりましたとか、計画をつくりましたとか、立地地域以外に企業誘致しましたとかでは地域貢献にならないと思います。操業を開始して、しっかりと税を納めること、納税してもらおうと、そのことが最大の貢献でございます。そして、今むつ市は地域として税の企画をしているわけですから、これに積極的に協力することが青森にいる東京電力の部隊の本格的な業務になるわけでありませぬ。そのことについて、最後に見解をお願いしたいと思います。

○委員長（富岡幸夫） 宗常務。

○参考人（東京電力ホールディングス株式会社常務執行役青森事業本部長 宗一誠） 冒頭原子力事業者としての不信感があると、浅利委員のほうから言われました。本当に申し訳なく思っております。福島第一原子力発電所事

故、柏崎刈羽原子力発電所の事案、どちらも我々が引き起こしたことでございますので、その点は本当に改めておわびを申し上げます。

その上で、今のご質問でございますけれども、我々地域に貢献したいという思いは立地当初から、そういうことでやってきております。それで、先ほど東通村の例とかも出ましたが、ここで、この課税を通じてということは、やはり事業を営む限り、ずっと義務として生じるものでありますので、かなり我々としても民間の企業としては重いものでございます。ですので、慎重に判断させていただきたいということで時間を少しいただいて、そして協議をさせていただいているというふうに理解をしておりますので、ぜひその辺はお酌み取りいただいて、そして我々としては様々な形の地域貢献の仕方があると思いますけれども、今までしてきたものと、それからこれからというもの、そういう中で、この税についてはそういう形の義務が生じる、そういうものであるということで、しっかりとR F Sのほうで担税力に基づいて判断できるように、ぜひ丁寧に協議を引き続きさせていただきたいと思っておりますのでございます。

私からは以上でございます。

○委員長（富岡幸夫） 浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） いささか辛辣なのですけれども、まず誠意を持って対応しますとか、口だけの約束、オフィスや計画をつくりましたという形だけの対応では、誰もむつ市民は納得しませんし、信頼しません。信頼は、結果を残したときにのみ積み重なっていくものでありますので、むつ市議会での議論の重みを十分に認識して、今後とも活動していただくことを期待します。終わります。

○委員長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。杉浦弘樹委員。

○委員（杉浦弘樹） それでは、質疑いたします。

平成17年5月の中間貯蔵施設に関する青森県議会全員協議会で、中間貯蔵施設にM O X燃料が貯蔵されることもあるのかということと、東京電力及び日本原子力発電以外の使用済燃料も搬入されることにならないのかという質疑に対しまして、当時の東京電力社長であった勝俣社長は答弁で、むつ市におけるリサイクル燃料備蓄センターで貯蔵することは考えていないという答弁と、当社と日本原子力発電の2社の原子力発電所で発生する使用済燃料のみとする予定で、全国の使用済燃料を貯蔵することはないと答弁しております。当時の答弁は、今も一切の変更はないと判断してもよいのか、お聞きします。

○委員長（富岡幸夫） 宗常務。

- 参考人（東京電力ホールディングス株式会社常務執行役青森事業本部長 宗一誠） お答えいたします。

全員協議会での勝俣の発言は、私自身も承知をしております。そういうことで発言をしたと。今もその基本原則は変わっていないというふうに考えております。ただし、去年の12月に共用化の話が出てまいりました。共用化の話については、国と電気事業連合会のほうでこちらのほうに来て、そしてああいう形で地元のご理解を大前提に検討に着手したいということで、まだ検討にも着手しておりませんし、地元のご理解を得てということですので、共用化ありきではなくて、スタートに立つ前の段階だと思っております。

ですから、今の私自身の回答としては、勝俣が言ったことというのはその当時、そして今も変わっておりませんが、その上で共用化の話が、もし今後検討に着手して、地元のご理解を得てという場合には、そのときにそういうことをまたご相談をするということになるのかなと思いますけれども、今共用化の話については現時点でスタートに立つ前ですので、特に申し上げることではないというふうに思っております。

以上でございます。

- 委員長（富岡幸夫） 杉浦弘樹委員。

- 委員（杉浦弘樹） 分かりました。取りあえずこちらの部分に関しては、当時の答弁と同じように変更はないように、ぜひともやっていただきたいと思っておりますので、そこを強く要望しまして、質疑のほうを終わります。

- 委員長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。富岡直哉委員。

- 委員（富岡直哉） それでは、私のほうからは使用済燃料税の課税項目及び税率の論点についてお伺いさせていただきます。

まず、両社はこれまでに六ヶ所再処理工場にそれぞれ何トンの使用済燃料を搬入し、貯蔵しているのでしょうか。また、搬入し、貯蔵しているのであれば、間接的にはありますが、青森県の核燃料税を支払っていることになりすけれども、青森県に対する納税についての税目に納得しているのか、明確な答えをお願いいたします。

- 委員長（富岡幸夫） 宗常務。

- 参考人（東京電力ホールディングス株式会社常務執行役青森事業本部長 宗一誠） ちょっと原燃のほうに当社が何トン運び込んでいて、それに課税がされているはずだという、そういうご質問だという認識でおりますけれども、何トンというのは今ちょっと手元にないのです。申し訳ございません。ちょっと今手元にありませんので、確認をして、また後ほどご説明をするなりなんなりさせていただきたいと思っております。それは、日本原燃が青森県に対

して納税をしているというふうに承知をしております。

○委員長（富岡幸夫） 富岡直哉委員。

○委員（富岡直哉） それでは、R F S社が主張する課税項目の論点に関してお伺いいたします。

R F S社の主張を整理すると、使用済燃料の受入れ行為、そして貯蔵行為に課税することについて、むつ市が参考としていた六ヶ所再処理事業は受入れ行為及び貯蔵行為への課税が再処理事業全体を対象としているため、同じように課税するのはおかしいということだと理解をしております。

10月22日の特別委員会において、R F S社に対して六ヶ所再処理事業は、受入れ行為及び貯蔵行為への課税が再処理事業全体を対象としているとは何を根拠にそう言っているのかという質疑を先輩議員がしていましたが、何度聞いてもお尋ねをしている根拠について答弁を得られませんでした。最後は、協議中のことなので、答えられないという答弁で、理解も納得もできない内容でありました。R F S社が主張していることの根拠は何なのか。ただ単にそれを聞いただけなのに答えられない。そして、はっきりした答えが得られない状況でありました。市議会に提出された意見書の項目にある課税項目に関することですので、議員としてR F S社の主張を理解する責任があり、R F S社にはそれを説明する義務があったはずであるのに、その義務を果たしていただかず、非常に残念に思っております。今回の新税について、受入れ行為についての税目とすることについて、どのように考えているのか、この点についてお伺いいたします。

○委員長（富岡幸夫） 松本副事業本部長。

○参考人（東京電力ホールディングス株式会社青森事業本部副事業本部長 松本一輝） お答え申し上げます。

今のR F Sが課税項目についての見解について、10月22日のときにはっきり答えていなかったということがございます。そういったお話をされていたということは承知しております。むつ市とR F Sが今協議をしているというふうに認識しております。協議の中でR F Sが個別の主張として、意見書等にも含めて、そういうことをお話しされたということがございますけれども、これ納税の当事者というのはR F Sだというふうに承知しております。そのR F Sが協議を今しているということがございますので、当社からそれに関する詳細についてお答えするのは、私は適切ではないのかなということ、この場ではそれに関する見解は控えさせていただきたいというふうに承知しておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長（富岡幸夫） 富岡直哉委員。

○委員（富岡直哉） あわせまして、この件について日本原電さんの見解をお伺いいたします。

○委員長（富岡幸夫） 木村副社長。

○参考人（日本原子力株式会社取締役副社長 木村 仁） すみません。簡単な答えになって恐縮でございますが、今の東電様からのお答えと我々も認識は同じでございます。

○委員長（富岡幸夫） 富岡直哉委員。

○委員（富岡直哉） 六ヶ所村の取扱いとむつ市の取扱いに差が出ることは、理屈はないと考えます。危険負担という観点からは、全く同様の取扱いをすべきと考えますが、六ヶ所村は受け入れるときには危険が生じて、むつ市の場合には受け入れるときには危険が生じないということなのではないでしょうか。この点について、再度明確なご答弁をお願いいたします。

○委員長（富岡幸夫） 松本副事業本部長。

○参考人（東京電力ホールディングス株式会社青森事業本部副事業本部長 松本一輝） お答え申し上げます。

今申し上げたとおりでございます。個別のRFSの主張に関して、当社としてお話しするのは適切ではないのかなというふうに考えてございますので、この場での答弁は差し控えさせていただきたいというふうに考えてございます。

○委員長（富岡幸夫） 富岡直哉委員。

○委員（富岡直哉） 税目にしても税率にしても、ほとんど隣のまちであります六ヶ所村の再処理工場がよくて、むつ市ではできないということは論理的におかしいと思いますし、それは市民に説明できることではありません。

最後に、当局にもお願いいたしますが、今後もこの点について絶対に折れることなく、真っすぐに協議をし、税目、税率ともに当初の予定どおりとしていただくことをお願いいたしまして、終わります。

○委員長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。佐藤広政委員。

○委員（佐藤広政） それでは、私のほうからご質疑をさせていただきます。

実は先日、11月25日に柏崎市の市議会議員の方々が行政視察にいらっしゃり、当市議会と意見交換を行いました。柏崎市では、それまで法定外目的税だった使用済核燃料税を法定外普通税に更新し、税率の増額及び累進課税を課すことに総務省の同意を得て、昨年10月に新たな税制として条例を施行させております。これは、特定納税義務者である東京電力と当然協議して施行されたものと理解しております。

そこで、お尋ねの1点目として、柏崎市に対してもともと目的税だったも

のを普通税に更新することを認めた意図をお伺いいたします。他の自治体のことですが、私たちが普通税として、このことの関係で大変重要な論点ですので、明確な答弁をお願いいたします。

続きまして、本日の資料14ページでも記載されておりますが、R F S社は青森県の動向を見極められていないと言って、論点の一つが解消しないと述べております。仮に県が課税することになっても、R F S社が懸念する理由としている担税能力を上回る事態というものは、地方税法上起こり得ないはずなのにもかかわらず、なぜ県の動向を見極める必要があるのでしょうか。R F S社が懸念することは、我が国、すなわち日本が法治国家である以上、絶対に起こり得ないことです。なのに、なぜ県の動向を見極める必要があるのかを、R F S社にその理由について聞いても、その答弁はその理由に触れず、答弁としては全く不十分でした。

そして、お尋ねの2項めとして、親会社であり、かつ他の県で使用済燃料に関する納税の実績があり、当然この論点についてR F S社から相談を受けているはずの東京電力と日本原電に認識をお伺いいたします。明確な回答をよろしくお願いします。

○委員長（富岡幸夫） 犬飼立地地域部長。

○参考人（東京電力ホールディングス株式会社立地地域部長 犬飼一雅） ご質問ありがとうございます。私のほうからは、1点目の柏崎市が課しております使用済核燃料税の協議のことについてお話、ご回答を申し上げます。

委員ご指摘のとおり、当初創設時は、これは目的税といった形で行っていただいたものが、昨年10月に公開したときには、これ普通税に変わってございます。委員ご指摘のとおりでございます。もちろんこれ協議の中で、市のほうからそうしたご提案が出てきたものでございますが、大変申し訳ございませんが、これは柏崎市さん、お相手のあることでございますものですから、協議の内容については、この場では差し控えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（富岡幸夫） 松本副事業本部長。

○参考人（東京電力ホールディングス株式会社青森事業本部副事業本部長 松本一輝） 私からは、県の動向について、なぜ見極められないのかというようなご質問だったかと思っております。

R F Sからは、青森県による課税があるとすると、担税力について判断するというのは、それは必要なものだろうということなので、青森県の動向を見極めることは必要な事項なのだというようなお話をされたのかなと思っております。今ご指摘、ご質問がありましたのは、これは総務大臣協議というの

があって、これは担税力を上回る場合には不同意が出るだろうということで、それが同意されるということになるとすると、自動的にそれは担税力があるという、そういう結論になるのだから、青森県が、それを心配することはないのではないかと、要は担税力を上回るのだったら不同意というのが出るはずだと、そういうお話かなというふうに承りました。

それで、私どもは、R F S の認識についてはそのとおり、やはり青森県の動向というのが必要なのかなというふうに思っています。それは、やはり課税をされる可能性があるときに、今むつ市様と協議をさせていただいているところでございますけれども、その上で、また青森県からも課税ということになります。いきなりこれ総務大臣協議に青森県が進むなんてことも考えにくくて、当然それまでには青森県との間でR F S がまた協議をするというようなことになるのだと思います。ということからしても、仮に青森県も課税するぞというふうに来たときには、それはR F S として、先ほど申し上げた健全な経営が成り立つものかどうかみたいところは、やはり慎重に判断する必要が出てくるのだろうなというふうに思っています。

これは、総務大臣の同意というのが仮に出たときに、ではR F S の健全な経営みたいところを総務大臣のほうからお墨つきをいただけるということでもないのかなというふうに思っていますので、R F S 社としては自らの会社の経営が健全に成り立つのかどうかという観点で、やはり慎重に見極める必要があると、そういうふうに申し述べているものだというふうに認識がございます。

以上でございます。

○委員長（富岡幸夫） 佐藤広政委員。

○委員（佐藤広政） 答弁ありがとうございます。

まず、1点目に関しましては、全くお話をしていただけないということなのですが、先ほどもあったように、むつ市の税率が高いからということなのかなというふうに臆測をしてしまうという考えが浮かんでしまうのですが、そこら辺はお相手があることでございますので、しょうがないのかなとは思いますが。

ただ、先ほどからお話ししているように、私がお話ししましたように、総務省がどうのこうの、何のこうのと言う前に、立地地域はむつ市であり、県ではないと。そこをしっかりと考えていただいて、県との協議をしっかりとすればいい話であって、むつ市との協議と連動をさせるという思いがある自体が私はおかしいと思っております。中間貯蔵施設自体は、むつ市にあります。青森県の動向は関係ありません。むつ市と話をして、後から来た県とはしっ

かりと話をし、今回のようにのりくらりとしてやっていただければよろしいのではないですか。むつ市としては、しっかりと、すぐお話を進めていただけるような考えをしていただけることが、私はむつ市に貢献することになるのではないかと考えております。

続いて、質疑させていただきます。柏崎刈羽原子力発電所で新税を認めた実績があるということであれば、R F S社の新税協議でも主体的に関与して、R F Sの現状ののりくらりのような、お話を進めないような状況を大きく前進させることができるのではないかと考えるのですが、東京電力さんにはそのようなお考えがあるのか、お伺いいたします。

○委員長（富岡幸夫） 松本副事業本部長。

○参考人（東京電力ホールディングス株式会社青森事業本部副事業本部長 松本一輝） お答え申し上げます。

今この新税に関しましては、R F Sが納税義務者というのでしょうか、ということでございます。そういう意味では、R F Sがむつ市との間の協議を行うということで、私どもは親会社として、当然それは知らないということはもちろんございませんで、先ほど申し上げたように、R F Sと日常的に情報交換、あと意見交換等しながら進めてまいるということではございますけれども、協議につきましてはR F Sが行うものというふうに認識してございます。

以上です。

○委員長（富岡幸夫） 佐藤広政委員。

○委員（佐藤広政） ご答弁ありがとうございます。ただ、そのようにR F S社とお話をし、進まないのので本日来ていただいているのにもかかわらず、同じような答弁をしていただくということが、先ほども同僚議員のほうからもお話があったように、本日来て、きっちりとした爪跡を残していただけるような答弁をいただければと思えば、本当はそのような答弁ではかなり物足りないのではないかなと。

先ほども言っているとおり、総費用自体を2社で出しているのであれば、やはりしっかりとした形で協議をするのではなくて、むつ市と立地協定を結んだ時点での責任を果たしていくべく主導していかなければならないのではないかと私は思います。これは、要望で最後終わらせていただきます。

先ほどからもお話をさせていただいていますように、立地地域はあくまでもここむつ市です。皆さんの社員が働き、日々の生活を営むのもここむつ市です。どちらを向いて事業を進めていかなければならないのか、どこに軸足を置いていかなければならないのかは、おのずとして明らかではないでしょ

うか。新税に対しての対応も、ここ立地地域であるむつ市に寄り添った対応をしていただけるよう、強く強く要望させていただきます。そして、むつ市民は皆さんと一緒にむつ市の未来に動き出したいと願っているということを感じていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。大瀧次男委員。

○委員（大瀧次男） 今までずっとやり取りを聞いていましたけれども、ほとんど我々の思うような回答は出ませんでした。この思いを持って、いろいろな質疑をしている中で、本当に誠意のない、そしてまた残念でなりません。

私のほうからは、いろいろ言っても、恐らくそういう回答は出ないと思いますので、1点だけお願いいたします。これR F S社の方とも話しするのですが、全て親会社である東京電力、日本原子力発電のほうの意向がなければ事業計画、担税力、税の全て言うことができないのだというお話をします。そこで、もうここまで来ていますので、できればR F S社に指導をしながら、何月までに事業計画、そして税に対して返答しますと、はっきりしたことを言いますという形を約束していただきたい。どうでしょうか。

○委員長（富岡幸夫） 宗常務。

○参考人（東京電力ホールディングス株式会社常務執行役青森事業本部長 宗一誠） 大瀧委員、ありがとうございます。我々今お答えしていることで不誠実だと、爪跡がないということで、非常に厳しいご指摘をいただきました。真摯に受け止めて、しっかりとこれから精進していきたいと思っております。

むつ市様にずっとお世話になっていること、これは言葉だけではなくて、本当に私自身、身にしみて感じておりますし、この中間貯蔵、本当に必要な設備でありますので、しっかりと事業を少しでも早く進めていきたいという思いで取り組んでいることは間違いございません。

そして、ご質問でございますけれども、これ我々本当に苦しい状況でありますけれども、柏崎刈羽原子力発電所の燃料移動の禁止措置、これが解除になって、そしてしっかりと再稼働が見通せる状況、あとはR F S、R F Sのほうはかなり具体的に進んできているとは思いますが、そういう事業開始の時期の見極め、そういう原子力規制委員会、そういう相手があって、それでいつまでという年限を切るとというのがどうしてもなかなか難しいという実情がございます。そういう中で、例えば我々の見込みとか思いだけで、根拠もなく年限を切るのも、それもまた無責任だと思いますので、我々とにかく社を挙げてしっかりと柏崎刈羽原子力発電所のことに取り組んで、少し

でも早く状況を改善して、そして少しでも早く搬入計画をお示しするように、そういうように取り組んでまいりますので、それでお答えとさせていただきます。申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（富岡幸夫） 大瀧次男委員。

○委員（大瀧次男） 今宗常務のほうから、ならない期限を切るのは不誠実だというお話がありましたけれども、期限を切らないのが不誠実です。こういう形の中でも、今ここまで来て、暫定的に、2023年に操業開始という話をしています。それ暫定的ですけども、はっきりとそういう形の中で操業開始しますよというあれができています。それがなぜ今の段階で。私は3月15日までと、そういうのを言っているのではないのです。来年の3月いっぱいとか、5月いっぱいとか、そういう形の中ではっきりとした返答をしますと、期限を決めますという話をしているわけで、別におたくのほうで、東京電力、RFS社のほうでいつまでというのではなく、ぴしっとした形をやっぱり決めてほしいと。そうでなければ、我々のいろいろな計画もございまして、そういうものもある中で、いつになるか分からないのをいつまでも、こうやって、この特別委員会も何回やっているか分からないのですよ。そういうのをしっかりと認識していただきたいと、このように思います。もう一度お願いします。

○委員長（富岡幸夫） 宗常務。

○参考人（東京電力ホールディングス株式会社常務執行役青森事業本部長 宗一誠） お気持ちは、十分受け止めておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、やはり柏崎刈羽原子力発電所の原子力規制委員会の対応、それのご判断、そうしたもの、相手があることですので、なかなかいつまでということを我々の思いだけで申し上げることがどうしてもできないということとでございます。

2023年という暫定的な事業開始時期の目標、今RFSは示しておりますけれども、これもしっかりと、これまでのようなことを繰り返さないように、事業開始時期についても後日見極めると言っております。それで、我々としては、RFSが言う安全協定までに新税についても判断をしてしっかりと進めたいという、その目標時期に間に合うように、搬入計画をしっかりと示して、そしてむつ市の皆様のそういうご期待にお応えしていきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○委員長（富岡幸夫） 大瀧次男委員。

○委員（大瀧次男） 期限のほうは分かりました。

1点だけお聞きします。今使用済燃料、どこで貯蔵しているのですか。何の、よくプールと言いますけれども、東京電力、柏崎刈羽原子力発電所は3,400トンですか、使用済があると。それは、どういうところで貯蔵しているのですか。

○委員長（富岡幸夫） 森安原子燃料サイクル部長。

○参考人（東京電力ホールディングス株式会社原子燃料サイクル部長 森安忠顯） 柏崎刈羽原子力発電所での貯蔵場所ということでございますけれども、各号機ごとのデジタル値はちょっと今手元にございません、申し訳ございません。ただ、各号機ごとに、それぞれに貯蔵プールがございますして、そこで貯蔵していると、こういうような状態になっております。

以上でございます。

○委員長（富岡幸夫） 大瀧次男委員。

○委員（大瀧次男） 両電力の方にお聞きしたいのですけれども、そのプールで貯蔵しているのと、ではキャスクに入れて中間貯蔵施設で貯蔵するのは、どちらが安全なのでしょう。

○委員長（富岡幸夫） 森安原子燃料サイクル部長。

○参考人（東京電力ホールディングス株式会社原子燃料サイクル部長 森安忠顯） 安全性というところでございますけれども、もちろんどちらも安全というところではございますが、やはり燃料を炉で使い終わって出したばかりのときは、非常に熱量が高いということで、そういった意味ではプールで貯蔵したほうがよいと。冷却ができてくると、いわゆるキャスクでございます乾式貯蔵ということで、そちらのほうがよいということで、どちらもその燃料の状態に従って、よりいい形で貯蔵すると。そういった意味では、どちらも安全ではございますけれども、それぞれに特徴があるというようなことでございます。

○委員長（富岡幸夫） 大瀧次男委員。

○委員（大瀧次男） もうほとんど使い終わったのではないのでしょうか。原子炉を停止してからかなりになりますので、ほとんど冷やされて、もうキャスクに入れて持ち出すということはできる燃料だと思うのですけれども。例えば原子力規制委員会の中で、そういう安全性とかなんとかという話は出ないのですか。

○委員長（富岡幸夫） 森安原子燃料サイクル部長。

○参考人（東京電力ホールディングス株式会社原子燃料サイクル部長 森安忠顯） そういった意味では、柏崎刈羽原子力発電所、長い間もう停止してございますので、かなり冷却期間いってございます。そういった意味では、た

しかR F Sさんの場合12年冷却の分は持っていけるということだと思いますけれども、かなりの量があるということでもあります。

それから、そういった意味では、新規制基準の中でまずは審査を柏崎刈羽原子力発電所はしているというところではありますので、発電所の安全性については私ども東京電力で、R F Sの安全性については、私どもサポートしておりますけれども、R F Sさんが主体になってということで、安全を確保していくということでございます。

○委員長（富岡幸夫） 大瀧次男委員。

○委員（大瀧次男） 宗常務には、そういう期限のこと、期日のこと、よろしくお願いを申し上げまして、私の質疑を終わります。

○委員長（富岡幸夫） ほかに質疑ありませんか。山本留義委員。

○委員（山本留義） 委員長から、今日の質疑の仕方、理解しているのですけれども、自分質疑したいのが多いので、一問一答方式でさせていただきます。お許しを。

その前に、私が最後になると思うので、今日の一連のやり取りを市長がどのような思いか、まず伺ってから質疑に入りたいと思います。委員長、よろしくお願ひします。

○委員長（富岡幸夫） ただいまの質疑は、市長に所見を求めるというようなことでありますけれども、まずはそのやり取りをしてしまうと、ほかの意見に発展する可能性があります。できるだけ平等な質疑をしていただくという観点から、先に質疑をしていただき、その思いをこの特別委員会でどう計らうかということにいたしたいと思います。山本留義委員。

○委員（山本留義） 今委員長から、そういう形をされました。

まず私は、この中間貯蔵を立地する水面下の中から、これに携わってきて、その思いが人一倍多いと思っています。その中で、歴代の市長がそれに向かって進めている中で、今日のやり取りが、できればそういう市長の思いを感じながら、発言いろいろあるのですけれども、聞いてから質疑をしたいという思いでも委員長は許可しませんか。

○委員長（富岡幸夫） 今日の目的は、東京電力ホールディングス株式会社と日本原子力発電株式会社、両社にお聞きをするということが目的であります。今の山本委員の発言は、今後の特別委員会でもそのようなやり取りは十分できると思います。ただ、この場において、その当事者である市長の意見を聞くということについては、この場しかないということにもありますので、そこは改めてお聞きするというにいたしたいと思います。質疑を続けてください。山本留義委員。

○委員（山本留義） 今日のやり取り聞いて、本当に情けなく思いました。そこで、20年前に今と同じようなやり取りをして、立地が認められたと思いますか。立地を要請したのはむつ市です。このような状況の中で、市民は立地を容認したと思いますか。まず、お答えください。

○委員長（富岡幸夫） 宗常務。

○参考人（東京電力ホールディングス株式会社常務執行役青森事業本部長 宗一誠） 本当に情けなく思ったということで、その点は我々が今状況として、しっかりとお答えできない客観的状況として、そういう中で十分な皆様の満足のいく回答をできていないということであれば、それは本当に平におわびを申し上げます。

その上で、20年前に今と同じような答弁でという話ですけれども、もう20年前に様々なことがあったというのは、私自身はこの地にはおりませんでしたけれども、様々な厳しい意見とか、そういう二分をするような形があったということは文献資料、その他先輩から聞いて、よく存じ上げておりますので、そういう中で今のような答弁でどうだということは、これ私のほうからどうだということは申し上げられませんけれども、そういう歴史の中にあるということで、こういう中で今現在ちょっとこういう状況にあると。

ただし、我々としては、これをずっとそういう形で曖昧なままにしておくのではなくて、具体的な搬入計画ができましたら、それをしっかりとお示しをして、そして事業を進めさせていただきたいと思っておりますので、ぜひその点をご理解いただければと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

○委員長（富岡幸夫） 山本留義委員。

○委員（山本留義） 会社というのは、継続しなければならない組織であります。そういう意味で、今宗常務が自分としては答えられない。答えてください。イエスかノーか。そのときに理解したのか、市民ができたのか。できたかできないか、答えてください。

○委員長（富岡幸夫） 宗常務。

○参考人（東京電力ホールディングス株式会社常務執行役青森事業本部長 宗一誠） 今の状況、大変厳しい状況でございますので、こういうような状況で理解、満足いただけたかどうかというのは、なかなか厳しいものがあるのではないかとはいえますけれども。ただ、今現在我々、今日客観的な事実としてこういう状況だということを申し上げました。繰り返しになりますけれども、こういう中で我々としてはしっかりと事業を少しでも早くということで進めさせていただいて、そのために社を挙げて柏崎刈羽原子力発電所の

事案にも取り組んでまいります。そうしたことで、何とか前に進めていきたいと思っておりますので、ぜひご理解をいただきますようお願い申し上げます。

私からは以上です。

○委員長（富岡幸夫） 山本留義委員。

○委員（山本留義） 答えになっていない。議会は、行政は、リサイクル燃料が来ることで、将来の地域の発展とか市民の幸せを鑑み誘致した。市民は違うのです。だから、今のような話を聞いて、市民が認めたかということを知っているのです。もう一度お願いします。

○委員長（富岡幸夫） 宗常務。

○参考人（東京電力ホールディングス株式会社常務執行役青森事業本部長 宗一誠） 先ほども申し上げたとおり、今の状況、大変厳しい状況に我々あって、具体的にお示しできないという状況です。ただ、少しでも早くということで、そういうことをご説明を申し上げております。

そのときに、20年前にどうだったかというのは、私、軽々に判断ができませんけれども、非常に厳しいものだったというふうには推察はいたします。ただ、繰り返しになりますけれども、今我々こういう状況になっている時点で、それでしっかりと、それでも進めていきたいというふうに思っておりますので、ぜひその点をご理解をいただいて、しっかりと我々として、社を挙げて取り組んでまいりますので、その上で20年以来、先ほどから申し上げているとおり、むつの市民の方の期待に応えられるように進めていきたいと思っておりますので、ぜひご理解をいただければと思っております。

○委員長（富岡幸夫） 山本留義委員。

○委員（山本留義） 何回聞いても、もうそれ以上の答えは出ないので、次に入りますけれども。

次は、立地協定の前提になるリサイクル燃料備蓄センターの概要についてお伺いします。先ほどからのやり取りで、この概要に明記されている2010年までに操業を開始という部分と、年間200トンから300トン程度の使用済燃料を4回程度に分けて搬入するという部分が課されている状態にあると私は…。事業計画を示す、示さないという以前に、そもそもリサイクル燃料備蓄センターの概要に記載されている計画が変わったら出し直して、立地協定からやり直すのが私は筋だと思っています。なぜそのことを東日本大震災以降これまで言わなかったのか。立地協定をやり直す必要があると私は思いますが、その点について見解を求めます。

その前に、答弁をする前に、私は一般質問とか特別委員会で市長に対して、

今まで東京電力が2011年の東日本大震災以降、このことについて両電力が市長のほうに説明に来たかという質問を何回もしています。その都度市長は、来ていませんということでありますけれども、答弁を聞く前に、市長に再度来たか、来なかったのかお聞きしたい。委員長、取り計らいをよろしく願います。

○委員長（富岡幸夫） 確認のため、市長に答弁を求めます。市長。

○市長（宮下宗一郎） 根幹に当たる年間200トンから300トン程度の使用済燃料を4回に分けて搬入するといった部分について、特に私どもとして報告を受けた事実はございません。

○委員長（富岡幸夫） 答弁をお願いします。宗常務。

○参考人（東京電力ホールディングス株式会社常務執行役青森事業本部長 宗一誠） お答えいたします。

2010年と、200から300トンが変わっているというご指摘でございます。2010年のことにつきましては、これは変更の都度説明をさせていただいたつもりでございます。そういう中で、今現在があるという状況でございます。200から300トンにつきましては、4月26日にむつ市様に私とR F Sでお伺いしたときも、同じように状況が変わっているのに説明がなかったということで、厳しいご指摘をいただきました。そのとき私自身は、説明としては、今現在もそうなのですけれども、これ200から300トンが達成できないということで、当座、それではどれぐらいの数字になるのだということも、まだ見極められておりません。2011年に福島第一原子力発電所の事故がありまして、その後福島第一原子力発電所の6号の廃炉、あと福島第二原子力発電所の廃炉、いろんな形のことをステップを踏んで決まってくる中で、我々としてどういう形で柏崎刈羽原子力発電所を含めた燃料のそういう形というのをできるというのが、今現在も柏崎刈羽原子力発電所の具体的な計画がない状況で、こういうふうに変わるということが説明できない状況で、なかなかお伺いをしなかったというふうに、そのときは4月にむつ市長にご説明をしました。

ただ、むつ市長、また今日ご指摘のとおり、その間そういうふうに変わっているのだというようなことを丁寧に説明していなかったということは、我々の反省でありまして、そこは心からおわびを申し上げます。現在具体的な数字を示すことはできませんけれども、それは厳しそうだという状況が当座我々として判明というか、そういうふうを考えておりますので、それは今ご説明を差し上げているところです。今後もそういう形で、何か変更がありましたら、今まで以上に丁寧に説明をしていくということをご心掛けていきたいと思っております。

リサイクル燃料備蓄センターの概要は、立地をお願いするときにお示した事業の基本的な枠組みでございまして、大変重要な文書、計画だと思っております。それが変わる場合には、まずはそういう形で丁寧にご説明をさせていただくということが必要だというふうに思っておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○委員長（富岡幸夫） 山本留義委員。

○委員（山本留義） 宗常務、そうすれば、3.11以降、いつの段階でそのような説明に来たのですか。

○委員長（富岡幸夫） 宗常務。

○参考人（東京電力ホールディングス株式会社常務執行役青森事業本部長 宗一誠） 今の説明が少し言葉足らずだったのかもしれませんが、200から300トンが、なかなか搬入が難しいというようなことを、いつの時点で確定できたかというようなものではなくて、いろんな福島の状態、柏崎刈羽原子力発電所の状態、柏崎刈羽原子力発電所も正直申し上げまして、もうかなりの年数、申請をしてから再稼働のために審査を受けて、そういう状況が続いております。我々としては、その柏崎刈羽原子力発電所の状況も見極めながら、この中間貯蔵、また全体のサイクルをどう回していくかというのを決めていきたいと思っていたのですけれども、なかなか我々の思うとおりに稼働とかそういうことが進んでいない状況の中で、いつということではなくて、今当座は難しいということを、そのことは我々として今申し上げられるなということで4月に申し上げたと、そういう状況でございまして。

○委員長（富岡幸夫） 山本留義委員。

○委員（山本留義） リサイクル燃料貯蔵株式会社が今まで7回ですか、変更になりました。その間、東京電力にしても、その辺は理解していると思えますよ。そういう中で、200トン、300トンではないですよ。こういう状況になったと、むつ市には迷惑かけるけれども、自分たちはこういう形の中で頑張っていて、いつなりにまた説明に来ますというようなことがあなたたちの責務ではないですか。教えてください。

○委員長（富岡幸夫） 宗常務。

○参考人（東京電力ホールディングス株式会社常務執行役青森事業本部長 宗一誠） そこは、おっしゃるとおりだと思います。

（「おっしゃるとおりやれよ」の声あり）

○参考人（東京電力ホールディングス株式会社常務執行役青森事業本部長 宗一誠） はい。なので、これまでできていなかったこと、先ほども申し上げましたが、深くおわびを申し上げます。その上で、これから搬入計画、具

体的に示せるようになりましたら、まず地元に対して丁寧にご説明をしていきたいというふうに申し上げているところでございます。

○委員長（富岡幸夫） 山本留義委員。

○委員（山本留義） 宗常務は、東通村に何年前から行っていますか。

○委員長（富岡幸夫） 宗常務。

○参考人（東京電力ホールディングス株式会社常務執行役青森事業本部長 宗一誠） 2019年7月に青森事業本部を設置いたしましたので、それ以来東通村のほうに住まわせていただいております。

○委員長（富岡幸夫） 山本留義委員。

○委員（山本留義） その間、私が今言っているようなことが、リサイクル燃料貯蔵株式会社とか、私どもの一般質問、委員会の中で話しされたことを聞いていませんか。

○委員長（富岡幸夫） 宗常務。

○参考人（東京電力ホールディングス株式会社常務執行役青森事業本部長 宗一誠） むつ市議会の状況とかは、我々も情報としては得ておりますけれども、そういう中で、先ほど申し上げましたとおり、我々としてどういうふうになるかということとはなかなか申し上げられない状況の中で、ご説明に行けなかったと。そこは、我々そういうところが至らなかったというふうに考えております。

以上です。

○委員長（富岡幸夫） 山本留義委員。

○委員（山本留義） そうすれば、今宗常務は理解していると、そういう話を理解しているということであれば、本社の社長とか役員にそういう話をして、協議したことがありますか。

○委員長（富岡幸夫） 宗常務。

○参考人（東京電力ホールディングス株式会社常務執行役青森事業本部長 宗一誠） そういう話というのがどこまでを含むかはあれなのですが、我々全体の中で、原子力事業全体を運営していくということは、適宜様々な形で、会議とかで社長とも話をしております。そうした中で、この丁寧な説明が至らなかったというのは、基本的には私の責任だというふうに思っております。

以上です。

○委員長（富岡幸夫） 山本留義委員。

○委員（山本留義） 何でこういう質疑をしているかといいますと、私どもは操業開始2010年、それも早く、期待という思いから、自分たちは期待してい

た。ところが、そうならない。では、むつ市、市民、子ども、計画が全然立たないのですよ。そういうことも考えるから、強く強く議会でも委員会でも話ししたのです。その思いを感じたならば、先ほど同僚議員からも話がありました。隣の東通村には、いろんな形の中でお金が入る。子どもも同じなのですよ。そこを何で考えてもらえなかったのか、お答えください。

○委員長（富岡幸夫） 宗常務。

○参考人（東京電力ホールディングス株式会社常務執行役青森事業本部長 宗一誠） お答えいたします。

青森事業本部をつくって、そして地元本位ということで今事業運営をさせていただくということで、東通村については建設をこれからするというところで、我々基盤とか、いろいろな形の社員用のそういうものをやるという課題がありまして、そういうことをいろいろと議論、対話をしていく中で、今あのような社団法人をつくったりとかということをしております。

むつ市様に対しても、これはR F Sを通じてということが中心になるかと思えますけれども、地域の会社として、地域とともにある会社というのがR F Sの経営方針ですので、そういう形で親会社としてもしっかりとバックアップをしていきたいというふうに思っております。

そういう中で、2年前にむつオフィスはつくらせていただきましたが、その活用という点では、さらにまたこれから精進をしていきたいと思っております。そうした中で、しっかりとR F Sとともに取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（富岡幸夫） 山本留義委員。

○委員（山本留義） 宗常務は知っていると思うのですがけれども、私も東通原子力発電所の立地のための賛成討論をしました。もちろん中間貯蔵も、その地域の思いを感じたときに、やらなければならないという形の中で、何回もそういう話をしてきました。それで、自分は田舎なので、言葉は汚いのですがけれども、例えば東通村に東京電力の原子力発電所、そしてむつ市にその使用済燃料を持ってくる。それでいいのは青森市とか、そのくらい市民に理解できるようなものであれば、原子力発電所も東京湾のそばに造ればいいし、中間貯蔵も東京湾を埋め立てて造ればいいし、そういう思いなのです、市民は。その辺の思いを強く感じて、これからの進め方はまずお願いします。

次に、本当に3点目ですけれども、私は20年前に誘致した際に、まさかこのような状態になるとは、自身は全く想定していませんでした。むしろ誘致を実現しようとした、先頭に立って運動した一人として、責任を感じていま

す。まさに今だまされたような思いを感じています。委員長は、こういう言葉は嫌いなのですけれども、私は中間貯蔵が5回、6回と延期する中で、うそつきだよ、うそつき、私どもをだましていたと、そういうことを何十回ともかけられてきました。本当に自分が誘致運動、賛成討論までして市民のために頑張ってきたことを、市民からそのような言い方をされるのですよ、常務。私本当に、ちょっと涙出てきますけれども、情けなくてたまりません。

そこをさらにお伺いします。法的に見て、協定の前提が私は崩れているのではないかと、契約違反の状態にあるのではないかと考えています。私のこの認識をどのようにお思いですか。

○委員長（富岡幸夫） 宗常務。

○参考人（東京電力ホールディングス株式会社常務執行役青森事業本部長 宗一誠） 今リサイクル燃料備蓄センターという、立地のときに事業の基本的枠組みとしてお示しさせていただいたその計画の中で、2010年が今達成できていない。本当に申し訳ないと思っております。今10年以上たちました。福島第一原子力発電所の事故があったということもありますけれども、その中でなかなか皆様の期待にお応えできていないことは、これは本当に深く感じております。とにかく、だからこそしっかりと事業開始に向けて進めていくということで、そういうことを今の状況ではやるしかないのかなというのが正直な思いであります。

そうした中で、リサイクル燃料備蓄センターの概要に書いてある計画、2010年までもというのもそうでしたし、今の200から300トンが当座困難だという状況、こういうことにつきましては、まずは丁寧にそういう状況を説明をさせていただいて、そしてそういう状況だということをご理解をいただくということ。そして、その中で我々としては少しでも早く搬入計画をお示しをして、その辺の計画を確定させていきたいというふうに考えておりますので、まずはそういうことで丁寧に説明をさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長（富岡幸夫） 山本留義委員。

○委員（山本留義） 福島第一原子力発電所の事故以来、原子力規制庁がああいう形の中で様々なことを進めて、その一環として中間貯蔵の建屋に関して、様々なことがされています。そういう中で、そのときの、20年前の果たして協定が、今の原子力規制庁のことに合致していないとすれば、何回も見直しされて、きちんとした協定書を新たに私らは結ぶ必要があると思うのですけれども、その辺をどう思いますか。

○委員長（富岡幸夫） 宗常務。

○参考人（東京電力ホールディングス株式会社常務執行役青森事業本部長 宗一誠） 我々としては、今の計画の変更ですとか、そういうことをリサイクル燃料備蓄センターの概要に書いてあるその事項について、まずはしっかりとご説明をさせていただいてというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（富岡幸夫） 山本留義委員。

○委員（山本留義） この件では、法的なこともあるので、これ以上言いませんけれども、そういう意味でしっかりと安全第一に進めてもらいたいと思います。

次に、これは本当に自分は重要な問題だと思っているのですけれども、国は今年のちょうど今頃、電気事業連合会と共同してむつ市を訪れ、共用案というとんでもない提案をしてきました。このことは、電気事業連合会傘下の会社ではないRFSは、この件に関しては別とは思いますが、電気事業連合会に参画している東京電力は当事者であると、当事者として関与していると思います。事業計画に関連する事項ですので、あえてお伺いいたします。

これまでの一連のやり取りの中で、皆さんは明確に事業の計画を示すことはできませんでした。どうしてそのような中で、電気事業連合会として共用案という案をぶつけてきたのか。電気事業連合会傘下の御社として、ここは絶対に避けられないものだと私は思っています。どうしてこうした中で、電気事業連合会として共用という案をぶつけてきたのか。電気事業連合会傘下の東京電力株式会社として、ここは絶対に逃れられない論点だと私は思っています。

そのような中で、皆さんは自らの計画もないのに、電気事業連合会の中でどのような議論があったのか。そして、先ほど来東京電力株式会社、日本原子力発電の今の貯蔵容量を聞けば、もうむつ市の3,000トン、5,000トンの中間貯蔵に入れるようなトン数はないのですよ。私は、そういうことを踏まえて、そのような話が両電力から電気事業連合会で話をされたのかなと思っています。その件について、まず電気事業連合会でどのような協議をされたのか。そして、東京電力株式会社の中で自分たちの、むつ市の中間貯蔵施設に対する使用済燃料の話もされたのか、その辺を明確にお答えください。

○委員長（富岡幸夫） 宗常務。

○参考人（東京電力ホールディングス株式会社常務執行役青森事業本部長 宗一誠） 共同利用について、昨年12月に国と電気事業連合会がこちらのほうに来たという話は、先ほど私も申し上げたとおりでございます。この共同

利用についての検討の経緯でございますけれども、2020年の7月に使用済燃料対策協議会、これ国と各電力がやっている協議会でございます。ここで国、大臣のほうから、さらなる事業者間の連携を、これは別にこの中間貯蔵というだけではなくて、使用済燃料対策全般についてさらに連携を深めていく、そういう取組ができないかという、そういう要請を受けて、電力の間でいろいろな検討、いろいろな議論をしてきたというふうに承知をしています。私は、残念ながらこちらにいて、そして東京での議論に加わっていないので、委細は知りませんが。そして、そういう中で一つのアイデアとして出てきたのが12月17日に、このR F Sの中間貯蔵施設を地元のご理解を大前提に検討に着手したいという、そういうお話が出てきたというふうに承知しております。

我々の会社の位置づけとしては、これサイクル全体、要は国としての大臣の要請があって、それはサイクルを円滑に動かすためと、そういうための意義というのはあるかもしれないけれども、ただ地元が何よりも大切であって、地元のご理解が大前提だということをその会議の場で申し上げて、そして今の方針が決まったというふうに理解をしております。そうした中で、去年の12月18日にこちらのほうに来たというような経緯であると思っております。そうした中でございます。

それで、我々としては、先ほど来申し上げているとおり、福島第一原子力発電所の事故以降、状況は大きく変わっているのは事実でございます。ただし、中間貯蔵が必要であって、そして今の柏崎刈羽原子力発電所にある燃料のトン数、これからの発生、そういうことも考えて、先ほど来申し上げているとおり、5,000トン、当社分で4,000トン、その計画を変える状況にはないというふうに考えております。

ただ、そういう意味では、この共用化の話は、我々が中間貯蔵をしっかりと進めていくと、その横で出てきた話でございますので、そういう意味ではまだ共用化ありきではなくて、地元のご理解が大前提、それで検討に着手もしていないという状況ですので、スタートに立つ前だというふうに考えております。

私からは以上でございます。

○委員長（富岡幸夫） 山本留義委員。

○委員（山本留義） 大事なことは、自分は東通村にいて聞いていない。でも、常務は東京電力株式会社の上層部ですよ、役員ですよ。そういう会社なのですか、あなたの会社は。もう個々で責任を取って、総体で話し合うとか、そういうような体質ではないのですか。

○委員長（富岡幸夫） 宗常務。

○参考人（東京電力ホールディングス株式会社常務執行役青森事業本部長 宗一誠） 言葉が足りなくて申し訳ございません。使用済燃料のそういう事業者間連携が重要だということ、そしてそういうことでいろいろな議論がされているということは承知をしておりましたが、ただしその会議の場で具体的な議論というのを私自身が聞いていたわけではないということで申し上げました。

それで、経緯で言いますと、そういういろいろな7月以降の議論、様々な議論が多分あったと思いますけれども、そういう中で12月にこういうことで、地元のご理解を大前提に共同利用の検討に着手したいという方針が確定した。それがある意味では、電気事業連合会としてはスタートでございますが、それでこちらに来たわけですけれども、共用化の話については地元のご理解が大前提ということで、まだ検討に着手していないという状況ですので、そういう意味ではスタートに立つ前の状況だということでご説明を差し上げた次第です。

以上でございます。

○委員長（富岡幸夫） 山本留義委員。

○委員（山本留義） 電気事業連合会に皆さん、全部で9社ですか、そこで組織している団体ですよ。その中で協議されたことを、私どもの経験からいけば、その会社の常務がどういう話をされたのか分からない、それは私は理解できないのです。もう一度聞きます。そういう電気事業連合会の中での話を全然聞いていなかったのか。

○委員長（富岡幸夫） 宗常務。

○参考人（東京電力ホールディングス株式会社常務執行役青森事業本部長 宗一誠） 繰り返しになりますけれども、様々な多分アイデアベースのものも含めて、7月以降議論をされていたと思います。そういう中で、12月にこういう話が出てきたというところでございます。そうした中で、我々、これ4月にも、市長にも申し上げましたけれども、今検討に着手する前で、そして共用化ありきではなくて、スタートにも立つ前の段階であります。先ほど申し上げましたとおり、12月17日の議論のときも、国と電気事業連合会がこちらに来ておっしゃったサイクルの全体にとっては意義があるだろうという議論をしていましたので、それについては我々としてもサイクル全体にとっては意義があるかもしれないけれども、地元のご理解が大前提だというのが当社としてのそのときの意見でございます。

その上で、これ共用化、地元のご理解大前提でございますけれども、この

共用化の話、もし何か今後検討される場合には、我々としては地元のR F Sの親会社として、そして電気事業連合会の一員でありますし、さらに立地協定の当事者でもございますので、そうしたことの議論に対しては、地元に対して責任を持って対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（富岡幸夫） 山本留義委員。

○委員（山本留義） もう一度伺います。もちろん国も電気事業連合会も、私も日本初めて敷地以外にできた、何市町村も手を挙げながら、議会とか、住民の反対で頓挫して、日本で唯一立地した市なのですよ。そういう意味では、国も電気事業連合会も理解していると思う。そこで、なぜ国も電気事業連合会もこのような形で、むつ市にああいう形で来たのか。それは、私の想像ですよ。東京電力株式会社、日本原子力発電の今の状況を踏まえて、そこにはある電力の逼迫したものを運ぶだけの余裕があるということで、そのような共用化の話があって、国、電気事業連合会が来た、私はそう思っているのです。そういう中で、東京電力の、その中での話がなければ、こういう行動は私はないという思いがありますので、もう少し率直に、宗常務、お答えください。

○委員長（富岡幸夫） 宗常務。

○参考人（東京電力ホールディングス株式会社常務執行役青森事業本部長 宗一誠） 我々の状況は、先ほどご説明を差し上げているとおりでございます。そうした中で、先ほど来申し上げているとおり、ずっと2020年の7月に要請を受けてからいろいろと検討した中で、12月に共用化の検討に地元のご理解を大前提に着手したいということで、電気事業連合会のほうで方針が決まったという状況でございます。それについては、先ほど申し上げたとおり、この中間貯蔵の話と違うトラックでは言いませぬけれども、いろいろと検討していた中で出ていたものだというふうに承知をしております。我々としては、我々自身で事業開始に向けてはしっかりと努力をしていきます。この共用化の話につきましては、地元のご理解が大前提ですので、今の時点で我々のほうからこうしてほしいとかということはございませぬけれども、先ほど申し上げましたとおり、もしそういうような話が今後何かの、地元のご理解で検討に着手とか、そういう話になる場合には、我々としても責任を持って地元に対して対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（富岡幸夫） 山本留義委員。

○委員（山本留義） 宗常務の答えることが、もう全然前に進まない。委員か

らも、もうやめろと、時間もある、もうやめろという話も出ています。もう本当に自分、私議員になって今26年目です。私平成3年度に議員になって、もう2期目の平成9年度頃から水面下でそういう話が出て、私も一生懸命勉強しました。特に当時の市長からは、議員になったら財政を勉強せえということで、当時はむつ市の財政は真っ赤っか。何を質問でやれといってもできない状態。それだったら、自分は中間貯蔵を誘致して、その金をもって市民のために使うのだと。そういう強い思いで今まで生きてきました。議員をやってきました。ところが、このような形の中で、どうして市民に当時約束したことを説明できるの。何で私が涙を流してまでも訴えることに対して、もうちょっと前向きな答弁できないの。日本原電さん、木村さん、どう思っているか、私の思いをどう感じているのか、教えてください。

○委員長（富岡幸夫） 木村副社長。

○参考人（日本原子力株式会社取締役副社長 木村 仁） 日本原電としての受け止めをお答えさせていただきます。

委員が非常に強い思いをお持ちであることについては、今のやり取りを聞くだけでも十分に理解をできるところであります。それともう一つ、我々は東京電力さんと全く一緒ですけれども、地元の皆さんに対しての感謝の念は決して忘れていないつもりでございます。そのためにも、今具体的な搬出計画等々につきましてご説明するには、やはり今我々が抱えている課題を一日も早く解決して、その結果としてご説明できるようにさせていただく、これが我々にとっての最短コースではないのかなというふうに思っているところです。ご批判は、あえて頂戴申し上げますけれども、我々のやるべきことというのはしっかり対応させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（富岡幸夫） 山本留義委員。

○委員（山本留義） 言葉で、頭を下げて済むような事案ではないのですよ。

片方には、ふるさと納税やりながら、私どもむつ市では8月9日、10日にかけて、350ミリを越す大雨が降って、市民が相当の被害を受けました。地域振興とか、市民を守るといふ形の中でいろいろ説明していますけれども、その際にも皆さんは、むつ市に対して言葉なり、来てみましたか。

○委員長（富岡幸夫） 宗常務。

○参考人（東京電力ホールディングス株式会社常務執行役青森事業本部長 宗一誠） すみません、最後の部分がちょっとよく聞き取れなかったのですが、8月9日、10日の豪雨災害のとき……

（「お見舞いに来てみましたかということです。それ以降」

の声あり)

○参考人（東京電力ホールディングス株式会社常務執行役青森事業本部長 宗一誠） それ以降、お見舞いですか。東京電力としては、いろいろな被害に遭われた方の、そういう災害の活動とか、そういう形の対応をさせていただいているところがございます。あと、個人的に様々な形での義援金、そういうものは出させていただいております。お見舞いに我々が伺ったという事実はございません。

以上でございます。すみません。

○委員長（富岡幸夫） 山本留義委員。

○委員（山本留義） その辺の行動が市民にどう思われるかなのですよ。宗常務は東通村にいますよね。むつ市でこういうことがあった、全国放送ですよ。トップと相談して、こういうことがあったと、どうしましょうかというような相談するのが地元にいる宗常務の務めではないですか。うちをなくし、恐怖の思いをしている市民が何千人もいて、市長は迅速に動いて、そういう意味では市民から賛同されています。東京電力はどうなのですか、リサイクル燃料貯蔵株式会社はどうなのですか。賛同されていますか。その辺のことを私は望んでいるのですよ。そういうことに対してどう思っていますか。

○委員長（富岡幸夫） 宗常務。

○参考人（東京電力ホールディングス株式会社常務執行役青森事業本部長 宗一誠） ご指摘は、本当に私自身の、お見舞いに伺わなかったということも含めて、そういうところに十分ではないと、むつ市民の方々に、先ほど来、20年来、感謝の気持ちを忘れずにいるつもりではございますけれども、ただしそういう中で、そういう形の行動ができていないということは、本当に真摯に謝罪を申し上げたいと思います。

今日また直接山本先生からも、熱い思いも改めてお聞きをしました。そういう中で、またこれからそういう思いで一層精進をしてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○委員長（富岡幸夫） 山本留義委員に申し上げます。

心情は分かりますが、直接事業に関係するような最後の質疑にさせていただくようお願いを申し上げます。山本留義委員。

○委員（山本留義） 委員長は、そういう話をしますけれども、私どもの質疑に真摯に前向きに答えていると私は思っておりません。それゆえに、市民がどのような思いで誘致したのか。関連しなくなれば、そう取られるかも分かりません。でも、やっぱり今様々な言葉を並べていますけれども、言葉より行動力というのはそういうもので示さなければ、なかなか理解できないので

すよ。その辺も今後要望して終わります。

○委員長（富岡幸夫） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） 本日は、皆さんご説明に来ていただきまして、ありがとうございます。今山本委員のほうで、災害に対して何もなかったのかということで質疑ありましたけれども、個人的には社員の皆さん、泥上げ等に来ていただきました。ありがとうございます。団体を通して、組織としてどのような対応を取ったかは、私はまだ認識していません。

1点だけ確認をお願いします。最後の御社との契約書ですか、安全協定ですけれども、その中で、今キャスクを搬入してほしいというふうなほとんどの希望なのですけれども、建屋との関係です。その建屋が期限が切れた場合は、そのキャスクは50年以内でも撤去するという事になっているのですけれども、そういうことに関しては、今この搬入が延びていることとはどういうふうにお考えでしょう。

○委員長（富岡幸夫） 宗常務。

○参考人（東京電力ホールディングス株式会社常務執行役青森事業本部長 宗一誠） お答えします。

これ50年というお約束をして、建屋が50年で閉じるときには、もう中に貯蔵しているものも併せて搬出をするということは、これ当時からのお約束事でございます、今も変わっておりません。

あと、事業開始をしてからということになりますので、今事業開始時期が延びている段階では、それはまだスタートしていないという、そういう認識でございます。

以上でございます。

○委員長（富岡幸夫） 濱田栄子委員。

○委員（濱田栄子） なかなか安全基準審査に合格しないということで、私たちとしては前が見えないという状況になっているわけですけれども、こちらとしては50年間預かるということですのでけれども、その搬入が遅くなりますと、50年間というその期間が短くなるという場合は考えられますか。

（「何の話ですか」の声あり）

○委員（濱田栄子） 建屋の建築基準というのがこれから変わっていく可能性もあると思いますけれども、そのことに関しては、今は変わらないということですか。

○委員長（富岡幸夫） 森安原子燃料サイクル部長。

○参考人（東京電力ホールディングス株式会社原子燃料サイクル部長 森安忠顯） ご指摘の立地協定の点というふうに受け止めております。ご案内のと

おり、建屋は供用開始の日から50年間ということで、まだ供用開始になっておりませんので、事業開始すればスタートということなのです。

スタートに当たっては、当然今やっております安全審査、これを通らないとそもそも事業開始ができないということをございまして、そこは今RFSと私ども一体になって、できるだけきちっと適切に早く対応するように努力しているところでございます。

仮に例えば何か安全規制等が変わった場合には、当然それに合致する……
(不規則発言あり)

○委員長(富岡幸夫) 瀧田栄子委員。

○委員(瀧田栄子) では、最後に1点だけ質疑して終わりますけれども、例えば今地球温暖化で全体的に気温が上がっているわけですが……

○委員長(富岡幸夫) 瀧田栄子委員、関連した質疑にしてください。

○委員(瀧田栄子) はい。建屋は空冷ですので、今そのままの状況で事業開始するというところで、RFSの、そういうことで考えてよろしいですか。そういうことは、今問題になっていませんか、安全基準の中で。

○委員長(富岡幸夫) 瀧田栄子委員、そこはリサイクル燃料貯蔵株式会社で十分聞けるお話でございます。後で確認してください。

○委員(瀧田栄子) はい。では、取下げます。失礼しました。

○委員長(富岡幸夫) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(富岡幸夫) 質疑なしと認め、ここで暫時休憩いたします。

午後 1時23分 休憩

午後 1時30分 再開

○委員長(富岡幸夫) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑なしと認め、ここで市長から先ほどの山本留義委員の発言のことに関し、さらにこのような機会がなかなかありませんので、市長から両社にやり取りについて確認をするということについて、発言を求めたいと思います。市長。

○市長(宮下宗一郎) 委員長のお許しを得て、発言をさせていただきます。

まず、確認をすることというよりも、本日の所感及び今日出てきた論点についての私の基本的な認識についてお話をさせていただきたいと存じます。

まず、今日の東京電力、それから日本原電、両社の答弁ということについて言えば、低姿勢であって、謝ったり、謝罪があったり、あるいは感謝の気持ちがありながら、丁寧にやっていただいたというふうに思っています。た

だ、残念ながら、中身が全くないということでありまして、逆に中身がないという中でそのような姿勢であれば、かえって逆説的に別のように受け止められるということは痛切に反省をしていただきたいと、このように考えています。

答えの根幹が判断できる状況にないというのを、これ繰り返していました。私たちが求めているのは、そうした状況は理解するものなのか、理解できませんけれども、そうした状況があるということであれば、ではどうやってその判断できる状況をつくっていくのか、あるいはいつまでにその状況をつくるのかということ、これに尽きるわけですから、それをしっかりと認識をしていただきたいというふうに思っています。

また、今日は時間の限られた中、委員の皆様から複数の、あるいは多数の論点が出ました。この場で委員の皆さんが「分かりました」というふうに発言をしましたが、それはあくまでもこの場で分かったということでありまして、理解したわけではないというふうに私は聞いていて思っています。したがって、今日出た論点については、しっかりとむつ市の論点だということで、いま一度文書ベースで提出していただくことを求めていきたいと、このように考えております。この提出先については、議会になるのか、あるいは市当局になるのかについては、これは議長、委員長と我々で協議をさせていただきます。

続きまして、今日の内容についてでありますけれども、かなりいろんな論点が出ましたが、私自身が少し問題であろうと思った論点について何点か、大きく分けて4点ほどお話をさせていただきます。

まず、1点目が両電力ともプルサーマルの発電所を明確に示さなかったということでありまして。これは、我々が預かった使用済燃料の行き先がないということも明言したというふうに受け止められます。そのことについては、今後私たちとしてしっかりと論点を詰めさせていただきたいと思っております。

2点目は、1本目のキャスクの話がまた今日も揺らいでいました。日本原電さんの回答の中では、どちらが先になるか分からないというような回答がありましたが、私たちは明確に柏崎刈羽原子力発電所から1本目が来るというふうにRFS社から説明を受けています。そこに今までの説明とのそごがあった点についても、今後私たちとして論点をしっかりと詰めさせていただきたいと思っております。

それから、3点目ですが、3点目は細かく分けて何点かあるのですが、3点目は冒頭の宗常務の説明の中で、資料以外のお話がありました。資料以外のお話の中で、これはあえて議事録を起こして、もうメモを作りましたので、

もう一度申し上げます。宗常務の発言です。「むつ市使用済燃料税条例における現在の税率、税目は、弊社が柏崎刈羽で保管している使用済燃料に課されている税率と比べて2倍以上となっております。また、柏崎刈羽にある使用済燃料のおおむね半分程度には税金が課されていないことも考慮する必要があります。このまま総務大臣協議に進み、現在の税率のまま施行されれば、それに関わる費用が数倍となってしまうことから、R F Sの健全な経営等にも影響を及ぼす可能性が非常に高く、結果として原子燃料サイクルを含む原子力事業全体の円滑な運用に支障が生じかねないおそれもあると考えております」というふうにおっしゃってございました。

私最初の頃に、この発言は見逃すことができないと、原田委員の質疑の中で申し上げましたが、その論点の一つは、こうした税額の示唆というものを私たちの協議の中では一切言わずに、この場で突然おっしゃられた。これは、示唆ではなくて、客観的な事実だというふうに、その後宗常務はおっしゃってございましたが、客観的事実についてはこれはみんな知っているのです。常務が言うことによってこれが示唆になる、そのことを深くまず自覚していただきたいと思います。

それから、この中で現在の税率のまま施行されれば、それに関わる費用が数倍となってしまうというふうに言っているのです。事業計画がないのに、なぜ数倍になってしまうと言えるのか。これは、大いなる矛盾を感じています。また、その中で、原子燃料サイクルを含む原子力事業全体の円滑な運用に支障が生じかねないと。一事業者が原子燃料サイクル全体のことを語り、私たちの税率をおとしめようとしている。このことも私は見逃すことができません。我々の税率そのものは、六ヶ所の税率と同じであります。そういうことを言うのであれば、六ヶ所の税率、青森県の税率に対しても同様のクレームがあるのかということについても、これはしっかりとこの後お話を聞いていきたいと、このように考えています。

また、こうした重要なことを資料にあえて入れないのです。議事録に残した、議事録で言った、この場で言ったということをやろうとしている。これほどこうかつなことはないです。私が気づかずに、あるいは原田委員が指摘して、私にそんなことあるのかと言わなければスルーされていましたが、これ。結果として議事録にこういうことが残っているから、自分はいったいどうしたというふうなことになってしまう。これよく国がやるやり方です。見逃しません、私は。しっかりとこのことについては、今後お話を伺いさせていただきたいと思います。

それから最後、4点目ですけれども、共用化についてです。これは、杉浦

委員の質疑だったと思うのですが、当時共用化はあり得ないというようなお話を東京電力の社長ですか、会長ですか、社長が言ったということについて見解を求められたときに、明確に自分たちとしては否定をしなかった。しかも、そのときに共用案の判断を私たち地元委ねるかのような、そういうような発言がありました。地元のご判断があればできます。そうではないと私は思っていて、そもそも自分たちにすら事業計画がないのに、共用案なんてあるはずがない。それをあえて自分たちはそう思っているけれども、地元がよければいい。これは、大いなる矛盾でありますし、そのことについては今後しっかりとお話をお伺いしなければいけないなというふうに思っています。

以上、皆さんのお話を聞いて、私自身が感じたことですが、この後しっかりと議事録を起こして、その他の論点についても確認する事項が出てくると思います。したがって、今後私ども市当局としても、本日参加している2事業者に対して、改めてヒアリングを実施し、議員の皆さんの思いが達成するよう、なおお話を、議論を進めていきたいと、このように考えてございます。

それから、両社に一言申し上げたいのですが、私どもは皆さんを応援する立場なのです、これ繰り返しになりますけれども。でも、そういう気持ちですとか、そういう今までの積み上げというのをどうか崩壊させないようにしていただきたい。これをあえて私から最後お願いして、私の本日の所感とさせていただきます。

以上です。

- 委員長（富岡幸夫） これで参考人に対する質疑を終わり、以上で……宗常務。
- 参考人（東京電力ホールディングス株式会社常務執行役青森事業本部長 宗一誠） すみません。時間が押しているのに、発言を認めていただいて。簡潔に1本目のキャスク、揺らいだというふうに、私もちょっと日本原子力発電さんの答弁を聞いていて、それで聞いていた当事者ではありませんけれども、我々1本目、使用前検査のために持ってくるものというのは、柏崎刈羽原子力発電所に既にキャスクがあって、それでということで、先日RFSもその計画に今変更はないという話をさせていただいたと思います。我々もそういう認識ですし、日本原子力発電さんも同じ認識だと思っております。これは、確認をしていただければと思いますけれども。その上で私、先ほどのはその後のというような形で、少し自分のあれではないので、そういうふうに日本原子力発電さんの発言を聞いておりましたので、あえてその場で言え

ばよかったのですけれども、ちょっとその辺を補足させていただいて、日本原子力発電さんが、それに違う見解であれば、ちょっと言っていたきたいなと思っております。

以上でございます。事実関係だけでございます。

○委員長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 1つのことにだけ答えて、ほかのことに答えないというのは、フェアではないと思います。したがって、今言った論点については、別の機会で私たちに対してお話をさせていただきたいと思っておりますし、そのことについては私どもとしては責任を持って議会に伝えさせていただきたいと存じます。

○委員長（富岡幸夫） 以上で参考人からの意見聴取を終了いたします。

参考人両社につきましては、私どものむつ市民の気持ちは十分ご理解いただいたものと思っております。逆の立場であれば、皆さん方がむつ市の市民だったら、私たちの思いは当然のように思ってもらえると思っております。ぜひとも進展があるようお願いを申し上げます。

ここで、参考人は退席となります。本日は、誠にありがとうございました。

（参考人退席）

○委員長（富岡幸夫） それでは最後に、次回の審査内容についての協議となりますが、このことについてご意見がある委員はご発言願います。

（「なし」の声あり）

○委員長（富岡幸夫） 特にご意見がありませんので、むつ市使用済燃料税等に関する動向を注視しつつ、適切な時期、内容により審査することということで正副委員長にご一任いただき、決定次第委員の皆様へ通知することといたします。山本留義委員。

○委員（山本留義） 今市長の所見がありまして、今東京電力、日本原子力発電の聴取をしながらするというので、議員に説明をするということでありましたので、特別委員会ですか、議会の本会議ですか、その辺を正副議長と話しして、次にそういう形の中で全議員に説明する場所を設置してほしいなと思います。

○委員長（富岡幸夫） 分かりました。そこは、後日、正副委員長で協議しながら、議長に報告しながら、取り計らっていきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（富岡幸夫） ご異議なしと認め、よってそのようにいたします。

お諮りいたします。本日の使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別

委員会は、これで散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(富岡幸夫) よって、本日の使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査
検討特別委員会は、これで散会いたします。

(午後 1時44分 散会)

上記のとおり相違ありません。

使用済燃料中間貯蔵施設に関する調査検討特別委員会

委員長 富岡幸夫